

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	調 整 監	白 河 忠 良
環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治
都 市 開 発 課 長	鹿 野 政 和	都 市 管 理 課 長	石 谷 日 出 夫
商 工 農 政 課 長	林 良 美		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	伊 藤 巧
書	記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） どなたも、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） おはようございます。

土曜日から 3 日間雪が降って大変寒い時節柄でございますけれども、平成 24 年第 4 回定例会の一般質問という初日の 1 番目と、トップバッターということでございます。

ただいま議長さんから御指名いただきましたので、議席ナンバー 8 番、民主党瑞穂会、松野藤四郎が代表質問をいたします。

そして、朝早くからこうして傍聴に来ていただいた皆さんには大変感謝をいたします。

それでは、通告にありますように、私のほうは、2 点について執行部の考え方をお聞きしたいと思えます。

1 つ目は、小・中学校等施設維持管理計画（案）について、2 つ目が 3 歳未満児の待機児童対策、これについて代表質問をいたします。

まず最初に、小・中学校等施設維持管理計画（案）についてですが、この案件につきまして、10 項目程度質問をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず初めに、現状の姿からお尋ねをしたいと思います。

平成 15 年の合併時、市内の保育所、あるいは幼稚園、小・中学校等の児童・生徒数、これは 5,789 名であったというふうに思います。その後、市のほうでいろいろ政策等を行いまして、医療福祉の充実、あるいは他市町に先駆けて中学校卒業までの入院、通院、こういったものが無料化されたために、出生、転入等によって増加してきているというふうに思います。したがって、現在の市内の各教育施設を利用している児童数は何名か。

また、今日、経済も非常に悪い、あるいは雇用も不安定している状況の中で、今後、本市において児童・生徒数の推移はどのように捉えておられるのかということ、まず第 1 点お尋ねし、その後、一般質問席から質問いたしますので、よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、幼稚園、保育所の児童数の現状ですが、ほづみ幼稚園が222人、市内の公立、私立、さらに広域入所を含めた保育所が1,286人と、合わせておおよそ1,500人が瑞穂市の幼保の児童数となっております。

また、小学校、中学校の児童・生徒数の現状ですが、公立のみではありますが、小学校が3,288人、中学校が1,604人と、合わせておおよそ4,500人が瑞穂市の小・中学校の児童・生徒数となっております。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 教育次長から現状の姿についてお答えがありましたんですけども、今後、瑞穂市内の教育施設を利用する子供たちの推移、要はこれから質問していく中身に入っていく前の段階ですので、今後、どのような人口増といえますか、子供たちのふえる割合、その姿をお尋ねしておるわけですけども。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 今後の推移ということですが、その前に、平成17年と平成22年に実施した国勢調査の中学生未満の人口、つまり年少人口を見てみますと、平成17年が6,919人、平成22年が8,535人と、5年でおおよそ1,600人も年少人口が増加している状況があります。

ただ、昨年度、企画財政課で作成した5年置きの人口推計によれば、今後の幼保を含む中学生までの年少人口の推移は、平成27年に8,208人、平成32年に7,754人と、年少人口は減少する推計となっております。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 少子・高齢の中で出生率も非常に悪いということで、全国的には1.39というふうに聞いておりますけれども、当市もそのように該当するのではないかとというふうに思います。したがって、児童数等も減少傾向にあるというお答えでございます。

次は教職員の問題に入るわけですけども、合併したときは先生方が266名というお話であります。それは平成15年ですね。平成20年度においては生徒数もふえたということで、307名となっておりますが、今年度、平成24年は276名ということで、平成20年、当初と比べますと31名の教員が減っているということでもあります。この要因ですね、児童数がふえているにもかかわらず、あるいは30人学級といいますが、35人学級、そういった中を進める中で、当市として教員がなぜ減っていくのか。教員の配置基準といいますが、そういったものについてお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 小・中学校の教職員の配置基準という、今、ちょっと教職員と言ってしまうましたが、実際には教員の配置基準でございます。

まず、配置基準についてお話をします。

小・中学校の教員は、児童・生徒数がベースになっているということもありますが、その児童・生徒数がベースになって学級数が確定して、学級数に応じて県から配当されるという仕組みでございます。だから、児童・生徒数がふえたからといって学級数がふえているとは一概には言えないんでございますが、小学校の教員及び中学校の教員の配当基準というのが定められておまして、教員数が決まっております。その配当基準によって教員数が決まっておるといふことと、もう1つは、その学級に応じた以外に少人数指導とか、いろいろな加配教員というのでプラスアルファがございますので、多少その配置基準以上に教員の数はあるということ、まず説明させていただきます。

それから、20年度をピークに減員傾向になっているという指摘でございますが、瑞穂市のデータブックの教員数につきまして、確かに減員の数字を示しております。ここでおわびしなければならぬのですが、教員数の捉えの違いから、こういった数値をデータブックにあらわしておりました。というのは、議員の指摘によって確認調査をいたしましたところ、実は平成19年度以前は、データブックにおける教員数の規定が大変曖昧なまま進められておまして、本来、常勤の朝から晩まで勤務する、その教員をカウントするものでございますが、実際は非常勤の短時間の講師等もカウントされている学校もあって、正確な数字で表示されておりました。

また、平成20年から22年までは事務職員とか校務員も含まれて、要は学校の教職員というような考え方でその数字を示しておりましたので、いわゆる教職員の数が表示されてしまったということです。

この平成23年度から、その事務職員、校務員、非常勤の講師等を除いた正式の教員数を表示しておまして、この20年をピークに減少しているように数字をあらわしておりますが、実は20年から22年度までの教員数から、事務職員と校務員各学校で2名を引いて、まず20名引かなくては正確な教員数になっていない。それから、学級数がふえてきておりますので、その関係で加配教員が、県全体としても絞られて人数が少なくなっていったというようなことありまして、現在の数字になっております。これは配当基準によるその教員の配当については、全く考え方は変わっておりませんので、平成20年からずっと基本的には数字は大きく変わってはいないということです。

本当に誤解を生じるようなデータ処理をしておりましたことをおわびいたします。今後、このようなことがないように努めてまいりたいと思います。申しわけありませんでした。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 私のほうも資料は市勢要覧で見てやっておりましたので、教育委員会と私のほうとの意思疎通が足らなかったのかというふうに思います。

3つ目の項目については、時間の関係上、あればやりますけれども、4番目に行きます。

これから本題に入るわけですが、ことしの9月に教育総務課から、小・中学校等施設維持管理計画（案）が提示をされました。今後、安定的維持管理運営を行うため、各施設の整備、建てかえ、増築を実施するための中・長期計画であるというふうになっておりますが、その作成に当たっての、まず基準についてお伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 本年度策定しております15年の中・長期の計画につきましては、施設の長寿命化を図るための維持管理計画であります。この15年の維持管理計画における策定基準について答弁させていただきます。

まず策定基準として、施設の更新、修繕時期についてですが、業者の一般的な経験に基づき、改修時期を箇所づけしております。ただ、それに基づく計画ですと、初年度に維持費がおおよそ35億円と非現実的な計画となってしまうために、維持費の平準化を図りながら、次の事項を踏まえて計画を策定しております。

まず、1つは施設の安全性ということで、屋外においては外壁、屋根の防水を、屋内においては、本年度先行して改修させていただいておりますが、体育館の天井落下防止やガラスの飛散防止フィルム化など耐震対策を、さらに設備関係では、給排水を優先して計画を策定しています。

もう1つは施設の快適性ということで、トイレの洋式化を優先させ、直近5年間で全校洋式化できるよう計画を策定しております。

ただ、最後に、この維持管理計画は、15年という中・長期にわたる計画となっておりますので、今後の社会情勢、市の財政状況を踏まえ、そうした状況に柔軟に対応できるよう、毎年度、見直しをしていきたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 15年計画で、私のほうで調べましたら、施設維持管理費で57億円、当初5年間の計画で、これは牛牧小や保育所が入ってくるわけですが、そういったものについては増築等で8億円とか、総額的に見ますと、15年間で65億円という巨額な費用がかかります。これは維持管理の話ですけれども、この間において、平成30年から39年の間に、各小学校、中学校、数校が建てかえる時期に来ているという話も聞いております。そういったものを入れますと、非常に巨額なお金がかかるわけでありまして、そういったお金がかかるわけですから、そうい

った財源の確保、これは教育委員会、あるいは財政としてどのように考えているのか。この計画案と申しますか、先ほど次長さんが言われたように、お金の話も多分あるかと思えますけど、国庫金とか、教育義務債、あるいは合併特例債とかやるというお話があるかと思えますけれども、例えば合併特例債ですと、もう95億を使っているわけですね、あと13億しかないですね。それを当て込んで教育施設に使うということになりますと、他事業ができないということが考えられます。したがって、財源の出どころと申しますとどのように考えているか、教育委員会、あるいは財政当局のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 今、議員が言われましたように、国庫ですと、学校施設環境改善交付金とか市債、義務教育債、合併特例債だとか、こういうものをできる限り、財源の確保をしていきたいと考えておりますが、詳細については財政当局との協議を図って計画を進めたいと考えております。以上です。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 松野議員の小・中学校等施設維持管理計画における、今後5年間の事業に対する財源の確保、資金調達についてお答えをさせていただきます。

まず、基本的な考え方として、先に説明させていただきます。

今回は教育委員会から出された小・中学校等施設維持管理計画は、小・中学校等の教育施設の老朽化を防ぎ、長く使用するため、いわゆる長寿命化対策として計画的な修繕をしていきながら、耐用年数を超えて使用できるという考え方のもとに策定されたと理解をしております。

財政担当としましては、極端ですが、1つのデータと同様に考えておりますので、他の事業とのバランスを考慮して対応していく必要があると考えています。

これから5年間の小・中学校等の施設維持管理計画の財源につきましては、特定年度に負担が集中しないように平準化を図った上、その年の状況に応じた財政計画を考えながら、財源は、国・県補助金、起債、基金繰り入れなどで対応を考えております。

資金調達は、ありがち不可能ではないと考えておりますが、公共施設整備基金は、平成24年度末見込みで31億5,179万3,000円ぐらいしかなく、今後の積み立ても下水道事業対策基金へ集中的に積み立てるとすると、この公共施設整備基金は、大幅な積み立ては期待できません。

そこで、教育施設の整備に係る国や県の補助金を採択されるよう関係機関に強く要望していくことや、交付税にも反映される義務教育債を起債する、あるいは本定例会で審議をお願いしております、合併特例債の期間延長を活用して学校整備に充てたいと考えております。御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

また、起債につきましても、平成24年度末見込み残高は127億4,772万円を想定しておりまして、そのうち教育施設に関する教育債も21億4,638万円、率にしまして16.8%を占めています。

また、合併特例債の発行額は、同じくして平成24年度末見込みですが、94億5,200万円であり、残りは13億8,870万円が可能になります。

本来ならば、この合併特例債は、本年度末までの活用期間ですが、延長によりこの特例債を財源に充てられるのではないかと考えておりますので、以上で答弁とさせていただきます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） この5年間で35億円、お金がかかるということでございます。26年、27年には各12億円ずつ、ぼんぼんとお金が非常に要るわけですね。多分資金調達が大変だというふうに思います。

そこで、1つお尋ねしますけれども、この5年間の計画の中に牛牧の第1保育所が入っているわけですが、25年に土地購入、それから26年に建てかえ費用ということで5億円が計上されておりますけれども、この牛牧の第1保育所は、昨年の議会の中で、もと地で建てかえるようなお話を定例会の中でされておりますけれども、なぜ新たに土地を買ってそこへ新築をするかということでありまして、その変更理由を、ひとつお願いをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 牛牧第1保育所につきましては、今年度の議会でも説明させていただきましたけれども、牛牧小学校の教室不足による南校舎西側に普通教室を増築するという計画を、本年度、方向づけをいたしまして、その増築に伴う西側の市道を移動させなければならないということで、その道路の延長線上にある牛牧第1保育所を移設するという説明をさせていただいております。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 牛牧小の増築関係で道路ができ、それに支障するために、新たに土地を購入して保育所を建てかえるというお話でございます。それはよくわかりますけれども、昨年の各教育施設の点検をしていただきました中で、保育所、本田第1、あるいは牛牧第1、それから穂積保育所、こういったものはI s 値が非常に低いという調査結果が出ております。なぜ、この牛牧の第1保育所を優先的に建てかえていくのか。ほかに、例えば穂積ですと、牛牧よりもI s 値が低いというデータが出ておるわけですが、修繕だけで穂積保育所は終わっているような格好ですが、建物も昭和40年代にできた、45年ぐらい経過しておるわけですが、最も古い保育所にかかわらず、そして定員に対して入所率も牛牧の第1保育所よりもいいわけですが、なぜ建てかえができないのか。それは、今後、この子供たちの成長の中で保育所の捉え方といいますか、公設・公営で今後とも行く、あるいは民間になる、そういった関係上、この整備をしないのか、そこら辺についてお尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 今、議員が御指摘のように、保育所の中では本田第1保育所、それから穂積保育所、牛牧第1保育所が古いということです。耐震の関係につきましては、本田第1につきましては、基準値以上あって、穂積保育所と牛牧第1については基準以下であったということで、今年度、改修工事をしております。

そういう中で、先ほども申しましたように、基本的にはこの15年の中・長期計画を作成した、その狙いが施設の長寿命化を図るということですので、確かに3園につきましては、耐用年数的には建てかえの時期となっておりますが、それをしなくても修繕をしていくことによって長寿命化ができるということですので、その方向でいきたいということです。

今の牛牧第1保育所につきましては、先ほど申しましたように、牛牧小学校の増築工事の関係で、その道路をつけかえることによって、その延長線上にどうしても牛牧第1保育所がかかってしまう。まず道路をつくらなければ、道路をつくる前にその牛牧第1保育所を移動させないと道路もつくれないという現状から、第1保育所を移転させるということです。

現在、保育所自体につきましては、公設・公営化でやっておりますが、もちろん民間の参入もあれば、そうしたものもお願いしたいと思っておりますが、今回はそういう長寿命化を計画したという中での移転ということで御理解を願いたいと思います。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 道路の変更で牛牧の第1保育所が移設ということでありまして、今の現状として、例えば穂積保育所は、本当に古いんですよ。そんな道路ができるので、それを移転したいがために牛牧の第1保育所を移転していくということも理由になるわけですが、子供たちが毎日安全にそこで過ごすには、老朽化している保育所の中でゆっくりとできないですよ、遊ぶことは。早急に私は、建てかえが必要であるというふうに思います。これは以前にも保育所関係については質問しておりますけれども、一向に改善がされておられません。

次に、市の財政の状況についてお尋ねをしていきたいと思いますが、市の財政状況を見てみますと、市の市債額、あるいは基金としての積立金、それから臨時財政対策債、公債費、そして市税の収入を見たときに、積立金は一般会計で平成23年度は93億円、国保、下水道、特別会計ですが、これを含めると98億円。一方、市債、借金ですね、一般会計で128億円、特別会計を含むと158億円となるわけです。合併したときは、たしか借金とありますが、負債が87億円であったのが、今日、1.8倍とふえております。そこで、地方公共団体の財政力を示す財政力指数、これは平成19年は0.906以降、平成24年は0.782ということで、非常に悪くなっております。また、公債費の負担率、これは一般財源総額に対する割合から見たときでも13.8から13.9%と、非常に高くなってきておるわけですね。厳しい財政運営のある中、それを補充

する資金として、毎年、市債、これは十数億円発行しておるわけですね。一般会計の収入のそれは1割を占めている状況であります。そういった中で財政を運営している状況でございます。これがさらに進んでいきますと、非常に財政の硬直化が進むというふうに思われます。

現在、こういう姿でありますけれども、今の現状と、今後、例えば教育施設の維持管理でいろいろ事業をしていきますと、それからまた他の大型事業等もふえてきますと、非常に財政というのが危ぶまれる懸念があるわけです。現状と今後について財政担当はどのように考えているか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 財政の硬直化と現在の財政状況についての御質問ですが、今後、さらに財政の硬直化が進むということですが、松野議員の御指摘のとおり、教育施設のほかに下水道整備の大型事業の実施を進めるほか、社会教育施設の維持管理も予定をしております。起債で事業を実施することが多くなると硬直化に陥っていくという、松野議員の御指摘のとおり、ほかの事業もしなければなりませんし、先ほどお答えしましたとおり、過度な負担が一度に集中しないように平準化した財政計画を立て、極力現在の財政状況を維持していきたいと考えておりますし、また市民サービスに影響を与えることのないように努めてまいります。

次に、現在の財政状況につきましては、さきの9月の市議会定例会で御報告した決算書や瑞穂市の財政状況から説明させていただいたとおりで、議員御指摘のとおり、厳しい経済、景気状況の中で何とか健全性を維持することができております。

今後につきましても、見通せない不確かな状況ではございますが、ある程度財政の硬直化が進むことは避けられないと思っておりますが、許容範囲内で進めてまいりたい、またそうしなければならぬと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 国のほうも、1,000兆円を突破するような負債を抱えているわけです。当市においても、1人当たり大変大きな負債を背負っておるわけですが、こういったことに対して、我々の世代といえますか、次の世代に非常に負担が多くなってくるというふうに思うわけです。ということは、23年度の決算の状況、これは一般会計の収入の決算状況、決算額からいきますけれども、決算額では166億円であり、そのうち自主財源は90億円ということで、パーセントにしますと54.5%となっております。片方は国から来る地方交付税、あるいは国庫支出金、そして起債、こういったものは依存財源といえますけど、こういったもので自主財源と依存財源で一般会計を動かしておるわけですね。自主財源の中に市税というものがあるわけですが、市税は64億円ということで、自主財源の90億円の71%を占めている。もう少しこれを細かくしますと、市民税と固定資産税で60億円、要は市税の64億円のうち、市民

税と固定資産税で60億円で94%ということになっております。

リーマンショック以来、市民税の落ち込み等もあり、今後、さらに自主財源が少ないということで、依存財源に委ねる傾向がさらに強まってくるというふうに予測をされます。そして消費税増税、あるいは合併特例債の償還等もありまして、市民の皆さん、あるいは当局に対しても非常に負担がかかるわけですけれども、ましてや特別な税金、これの政策が多分ないというふうに思うわけでありまして、したがって、将来世代の皆さんにその負担が重くかかってくるのではないかというふうに思っておるわけですけれども、そこについて市民部長、あるいは企画部長からお答えを願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 市税等の伸び、税金の伸びが期待できない現在においては、適正な賦課、平等な徴収をさらに強化し、歳入をはかりながら歳出を制限する、瑞穂市の財政の規模に応じた財政運営に心がけていくこととなります。

御存じのとおり、消費税につきましても、平成26年4月から8%、27年10月からは10%に引き上げが決まっており、この引き上げ分についても、国と地方の分担に応じて社会保障の財源として交付される予定となります。このあたりもしっかり踏まえて財政運営に当たっていききたいと考えております。

特に将来の世代への負担増になる起債や、中でも赤字を補填するような発行は極力避けて、議員御指摘のとおり、そんなツケを私たちの次の世代に残してはなりませんし、将来の世代には起債から生じる受益を還元できるようなものにしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 厳しい財政の中でのいろんな事業をやっていただくわけですけれども、やはり皆さんからいただいたお金で維持運営をやっていくわけですので、やはり市民サービスを低下させなく、教育、医療、福祉、そういったいろんな全てにおいて現状維持、あるいは手厚くするというような方向で今後も取り組んでいただければというふうに思います。

教育施設の維持管理についても非常に多くのお金が要るわけですけれども、長寿化を含めていろいろ対策をなされ、やむを得ずできなかったについては、そういった事業をしていただいて、子供たちの育む姿を健やかに育てるための教育の施設、あるいは教育の内容の充実に努めていただければというふうに考えております。よろしく願いします。

続きまして、大きな2番目の3歳未満児の待機児童対策について御質問をいたします。

この3歳未満児は、いわゆるゼロ歳から2歳のお子さんのことをいいますけれども、この待機児童数ですね、年々十数名とか見えるわけですけれども、近年の推移状況を、ひとつわかれ

ばお答えを願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 待機児童数は、年度当初は少なく、年度後半になるほど増加する傾向にあります。これは、年度途中で児童が保育所に入所できる年齢に達したり、保護者の育児休暇が終了したりするためであります。

4月1日時点の3歳未満児の待機児童数は、平成20年から21年が3人、22年から24年がゼロ人で推移しておりますが、1月1日時点では、平成20年度が35人、21年度が14人、22年度は16人、23年度は6人でした。そして平成24年度は、10月1日時点の数字ですが、現在、18人に達している状況です。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） ただいま教育次長さんから待機児童数の人数をいただきましたんですけども、年度当初においては若干でございますけれども、やっぱり途中においてふえてくるということでありまして。この待機児童が発生する要因ですね。それから、これを解消するための施策はどのようになっているのか、ひとつお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 待機児童数の解消とその要因ですけれども、先ほども申しましたように、待機児童数は、年度当初は少なく、年度後半になるほど増加する傾向にあります。

それで、これまでの解消対策の取り組み状況といたしましては、平成18年4月に定員60人の清流みずほ保育園が開園し、平成23年4月には、認定こども園であるおひさま保育園も定員60人で開園しました。また、別府保育所や牛牧第2保育所で増築・改修等を行い、受け入れ人数を拡大いたし、積極的に展開してきました。

清流みずほ保育園が開園した前年、平成17年4月1日に受け入れた3歳未満児は112人でしたが、ことし4月は220人を受け入れております。この間、約2倍となる児童を受け入れられる体制を構築してまいりました。それでも、なお待機児童数が発生するということは、ライフプランの変化等により、保育を必要とされる方がふえ続けてきたことが要因だと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 市内には保育所がたくさんあるわけですがけれども、現状としては定員に達していないんですね。要は7保育所があるわけですがけれども、全ての保育所において定員数に達していないにもかかわらず、待機児童は発生する。いかにも不思議になるわけですがけれども、市の説明ですと、例えば5歳児なら5歳児がその保育所に35人入所しておれば、1クラ

スの定員が20名だということで2クラスつからないかんということにしていくと、35人ですので定員に達していないという、以前そういう話があったわけですがけれども、この未満児を受けには、例えばゼロ歳児ですと、先生は3人に1人ですかね。それから、1歳と2歳が7人に1人ですか、何かそういう基準があるわけですがけれども、そういった保育士さんの確保がなかなかできないという、あるいはその保育室の面積要件が達しないとか、そういうことでなかなか未満児が受けられないという今までの議会での答弁だった。それが一向に前へ進んでいないというふうに思うわけです、それは待機児童が出ている状況から。そういった前向きな施策に取り組んでこられたのか、ちょっとお話を聞きたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） この未満児につきましては、やはり保護者の方がこの施設、保育所もいろいろありますが、この施設に入れたいという希望があります。ですから、そのここに入れたいという希望さえなくて、どこでも入れればいいということであれば、施設としては受けられる体制にはなるかと思えます。そういうことで、保護者の方にはそういうような説明をさせていただいておりますが、なかなかその辺が調整がうまくいかないというふうになっております。

あと、もう1つにつきましては、この保育所の中で、3つの保育所が未満児の受け入れをしていないというのがあります。それにつきましては、穂積保育所と牛牧第1保育所、それから西保育・教育センターの3園では、まだ未満児を受け入れない状態になっております。これはなぜかと申しますと、この3園につきましては、給食を自園で調理するための施設を持っておりません。施設を整備すればいいんですけれども、これを整備するのは非常に多額のお金がかかると。それから、この3園以外で必要面積に受け入れの余裕がある場合であれば、定員を変更して未満児の受け入れをすることが可能にもなります。しかし、いずれの場合においても職員を増員する必要があるまして、現在でも補助職員は不足しております。足りない分については派遣職員で対応しているというのが現在の状況であります。

そこで、今、私どもが考えておりますのは、この3園のように自園で調理施設がない保育所、こういうものについて構造改革特別区域法に基づく認定を受けた場合に限って、給食の外部搬入を認める取り扱いとなっております。この場合、3園にそれぞれ調理施設を整備することになると多大な予算が必要となるんですけれども、この特区認定を取得して給食センターから搬入した給食を食べるようになると、こうした費用は抑えられることがわかっております。

保育所にとって特区取得は、3歳未満児の待機解消策の一つでもあります。現在、先進地を調査しておりまして、問題がなければ、計画を詰めて議会にお諮りし、特区の取得を検討していきたいと現在考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 3歳未満児の受け入れ未実施は、西保育所、牛牧第1、穂積保育所、この3園になるわけですが、この平成21年9月の答弁では、西保育所は給食設備がないから受け入れをしていない。また、穂積保育所、牛牧第1保育所については、施設全体が老朽化しており、改築時には給食設備をつくる、時期的には早期に実施していきたい、こういった内容の答弁にもかかわらず現在に至っている状況であります。

「親の経済状況や幼少期の生育環境によって格差が生じることがないなど、子供の最善の利益を考慮し、幼児期の保育のさらなる充実・向上を図るとともに、全ての子供が尊重され、その育ちがひとしく確実に保障されるよう取り組まなければならない」と、ことしの3月、少子化社会対策会議で決定をされておりますので、これを踏まえて3歳未満児の受け入れ未実施の保育所、これについては早急に整備計画をしていただきたいというふうに思います。

次に、児童福祉法24条には、保育を必要とする子供に対し、必要な保育を確保する責務は、国、あるいは自治体に責務があります。

また、子ども・子育て支援法には、確実な給付を保障する観点から、計画的な幼児期の保育整備をしなければならない、このようにも言われております。

例えば、延長保育、あるいは一時預かり、いろいろやっていただいておりますし、放課後児童クラブ、こういったものもいろいろな施策をしていただいておりますけれども、放課後児童クラブについても高学年まで見守るといようなことに、法も改正といいますが、そういうふうになっておるわけでありませう。

本市としても、やはり子育て支援をしていく中で、一時預かりも含めていろんな施策をやっているわけですが、規制を少し緩和して、緩やかにして、受け入れ体制の拡充に努めていかなければならないというふうに思うわけですが、1つの例として、放課後児童クラブも、陳情書といいますが、何かちらっと見ましたんですけれども、これは国ほうでも言っておりますけれども、4年生以上も預けてもよろしい、見守っていただければいいという話もされておりますので、本市としてもそのような考えに従ってやっていただけるのか、ひとつお伺いをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今、指摘された放課後児童クラブの保護者からの要望書については見させていただきました。施設の広さとか、指導員とか、いろいろなことが問題になりますので、これから検討させていただきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） やはり子供の育ち、あるいは子育て家庭を社会全体で支える、そのた

め、子ども・子育て新システム、こういった基本制度があるわけですが、その中には「保育の量的拡大、待機児童の解消、放課後児童クラブの4年生以上のニーズを踏まえた基盤整備を行わなければならない」というふうに明記されておりますので、ひとついろいろ厳しい状況の中であるところでございますけれども、やはり子供たちは、この瑞穂市、あるいは日本の国を支える貴重な源でございます。子供たちでございます。そして我々も責任がありますけれども、自治体においてはさらなる責務があるというふうに思っておりますので、最後の質問になりますけれども、市長さんを含めて関係部長さん等のほうから御答弁をいただければというふうに思います。

市長さん、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私のほうから、松野議員から未満児の待機児童の関係、また放課後児童クラブの関係等々について御質問がございました。私どもとしましては、誕生から巣立ちまで、これを一貫してということで、今、取り組ませていただいております。そういう中で、細かくいろいろ御質問いただいたところでございますが、でき得る限り、少しでも市民の皆さんの御期待に応えるべき取り組んでまいりたい、このように思っております。どこまでというところは申し上げられませんが、少しでも前向きに取り組ませていただく、このことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今、市長さんがおっしゃっていただきましたように、私どもも子育て関連法のタイムスケジュールが27年、28年という本格的な施行に向かって、25年度にはそれにかかわっているいろいろな会議等を開いて、ちょっと詰めていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 国のほうも税と社会保障の一体改革という中で、今後といいますか、例えば保育所でもそうですけれども、自分たち、市の財政を使うんじゃなくて、国からそういったものが手厚く来るといふふうになってきます。今、早急に、ことし、来年といった事業をしなくても、消費税が上がってくれば、そういったお金で十分できるというようなことも聞いておりますので、そこら辺もよく検討していただいて、市の財政運営並びに教育施設、あるいは待機児童の解消、そういったものに努めていただければというふうに思うわけでございます。

以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上をもちまして、民主党瑞穂会の松野藤四郎君の質問は終わりました。

続きまして、改革、くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

大変エコな議場の中で一般質問をさせていただきます。

私が本日通告いたしましたテーマは、2つでございます。1つは職員の不当解雇について、いま1つは就学区域の弾力的運用についてでございます。

まず、1つ目から質問させていただきます。

本年8月6日付で、上訴及び抗弁書なる文書が元日々雇用職員から、実名で藤橋議長宛てに提出されました。執行部に関する内容としましては、昨年9月定例会の私の一般質問の発言によって本人が本年3月31日付で解雇された旨と、「今後、日々雇用職員の地位の保全と名誉を守り、不当解雇がなくなるよう何分の御配慮を賜りたく、よろしく申し上げます」と書かれておりました。

これまで瑞穂市議会では、市民からの要望書の類いは、陳情書であっても各議員に配付にとどめるのが通常でしたが、この文書に関しましては、小川勝範議会運営委員長のもと、議会運営委員会で2度、3度と取り上げられ、議員全員協議会にも諮られ、さらに調査委員会の設置も検討され、行政執行部 これは教育委員会ですが への事情聴取まで既に実施されております。この文書には、昨年9月定例会の私の発言と解雇されたと主張する日々雇用職員と、さらに教育委員会の主張の差異がA3の紙にまとめられ、この12月6日の午後、私は議長室に呼ばれ、藤橋議長と広瀬時男副議長の事情聴取を受けるという扱いも受けました。

本日、ここでは、この私の昨年9月の一般質問の発言と日々雇用職員が主張する不当解雇との間に関係があるのか、そして実際に不当解雇だったのか、執行部にお尋ねしたいと思います。

その1点目としまして、まず日々雇用職員の雇用期間、再雇用についてはどのような決まりになっているのか、お尋ねしたいと思います。

以上、あとは自席でお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） くまがい議員さんの日々雇用職員、瑞穂市では補助職員と呼んでおりますが、その職員の雇用期間、再雇用についてお答えをします。

補助職員は、一般行政の補助的な業務を行ってっております。雇用期間につきましては、1年としております。再雇用については、勤務状況等を勘案し、その業務が継続的に必要かどうか、また本人の希望も判断し、更新することになります。

以上で、御質問のお答えとさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） その決まりは、瑞穂市嘱託員設置要綱でよろしゅうございますか。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） その規則といいますか、決まりにつきまして、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱に基づいております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） 市では、これに基づきまして、雇用を間違いなくしているだろうと思われませんが、この元職員の退職は不当解雇だったとお考えかどうかをお聞かせください。2 点目でございます。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） これは、不当解雇だということは考えておりません。平成22年11月に幼児支援課の担当が児童高齢福祉課から異動してきまして、平成23年4月から組織として動き始めて、1年を経て、この24年ということですが、幼児支援課の体制強化を図るという意味で、特に学童保育と小学校との連携を密にするということを狙いに社会教育指導員を配置いたしました。そのことによって、これまでの指導員につきましては、現場のほうで活躍していただくということで再雇用をお願いしたところでございますけれども、大変本人は頑張っておっていただきましたので、業務はかわるけれども、別な部署でということをお願いをしたところ、それは断られたということで、教育委員会としては事務局内部で配置がえをしたという、それについて退職されたということでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） ただいまの横山教育長の御答弁によれば、不当解雇ではなく、御本人の希望でやめられたという確認だと思います。

3 点目に、もう不当解雇という言葉はやめまして、配置がえがきっかけで、これに納得できなくてやめられたという御答弁でございましたが、この配置がえとくまがいの昨年9月の一般質問の、放課後児童クラブに関する一般質問をしたわけですが、この内容との因果関係はあるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） まず確認をさせていただきますが、その不当解雇ということについては、該当の方からの上訴分のタイトルは、「事実調査と名誉回復」についてということでございますので、その不当解雇云々についてということではなくて、一番最後に、「今後、日々雇用職員の地位の保全と名誉を守り、不当解雇がなくなるよう何分の御配慮を」というところで初めて不当解雇というのが出てくるので、それまでの文を見ますと、議場での質問と私、当該の元職員のこの退職といいますか、それとの因果関係ということで、御本人は事実調査と

名誉回復をお願いしているというふうに理解しております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） 私も不当解雇という言葉はもうやめますというふうに、ただいまの質問の冒頭に申し上げました。私が質問したかったのは、その方がやめられることになった配置がえに、再度繰り返します。配置がえがきっかけで納得できずにやめたということですので、その配置がえと私の一般質問との間に因果関係があるのかと、こういう質問でございます。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 補助職員の採用、任命、それから継続については、秘書広報のほうで関与しておるわけでございますけれども、一応補助職員として教育委員会に派遣された暁には、教育委員会の中で配置がえ等もお考えいただいておりますというふうに考えておりますが、御質問の文書に関しては、私自身は、去る 8 月 17 日の平成 24 年第 2 回臨時会に先立って開催されました、8 月 10 日というふうに記憶しておりますが、議会運営委員会が行われました。その場において、当該申立人により議長宛てに提出された文書が配付されたため、初めて目にしたところでございますが、同文書は、議員御指摘のとおり、瑞穂市議会議長宛てに 8 月 6 日の日付でもって出されておまして、文書の受け付けが 8 月 7 日になっておりました。受け付け印が押印されておりました。聞くところによりますと、ちょうどこの時期、議運があるということで、議会事務局ではこの文書を陳情の類いとして、ありますね、請願とか陳情とか、その中の陳情の類いとして判断し、その取り扱いについて議運のほうに出された。どのように取り扱ってよろしいかという、協議をいただくという意図のもとで出されたというふうに聞いております。

文書の内容は、議員も御指摘のように、かがみとなる文書の表題が「事実調査と名誉回復について（上訴）」というような内容になっておまして、この文書が 1 ページ、あと次ページから抗弁書という、全 4 ページにわたった内容になっておりました。私もその文章を読ませていただいたところでございますが、御本人は、くまがい議員の一般質問との間に因果関係を何らか感じてみえるような文章がつづられておったというふうに記憶しております。

しかし、この文書の取り扱いについては、個人的な要素が高いということで全員協議会に諮るということになったような記憶で、その後の取り扱いについては、私どものほうはあずかり知らないところでございますが、この取り扱いというか、一部調査されたというお話も先ほど伺ったところでございますけれども、御質問の、いわゆる不当解雇という解雇につながるような因果関係はなかったというふうに、先ほど来、教育長がお話し申し上げておるところでございますので、行政処分としての範疇では因果関係は認めていないというふうに判断しておるところでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） ここに、私の昨年9月の一般質問の全文記録がございますが、私の力量不足もございまして誤解される面もあったかもしれませんが、この中で私が放課後児童クラブを取り上げましたのは、行政職員がやるべきこと、またもともといたクラブのチーフ指導員を指導する方にかわって補助職員がやるような事態になり、混乱を招いていることを指摘し、やっぱり正式職員がきちんとやるべきであり、また指導員を指導する人は教職関係の資格が必要なのではないかと、このようなことを指摘したものでございます。

これに対しまして横山教育長からは、教育委員会に移行して間もないので、1年ないし2年、様子を見て対応したいと、このように答弁をいただき、これは議会の広報、議会だよりにもその部分が抜粋されておりますが、話を昨年9月の私の一般質問の本来のところへ持っていきたいと思っておりますが、この今後の対応、一、二年見ましてと、特に1年見たいと。きちんとした対応をその後なされたように感じておりますが、どのような対応をなさったでしょうか、御答弁をいただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 昨年9月のくまがい議員の一般質問を整理しますと、今話題になっております補助職員の仕事ぶりを指摘され、放課後児童クラブの運営の実態の中身が悪くなったとか、レベルダウンしたとか、そういったことを言われました。

教育委員会としては、そういった前段の質問については、先ほどくまがい議員が議長さんにちょっと調査をされたと言われましたが、私も実際どうなんですかということで調査を受けまして、実際、そういったことはなく、私どもとしては、その当該の補助職員はよくやっておっていたと、そういった報告をしたところでございます。

後段において5つ提案をされました。放課後児童クラブを児童高齢福祉課に戻したほうがいいんじゃないかとか、学校教育課で見たほうがいいんじゃないかとか、それから教員を担当者とするとか、そういった5点の指摘を受けたんですが、その中で3番目に指摘があった教員を担当者にするという内容については、先ほども述べさせていただきましたが、非常勤特別職員として社会教育指導員を配置して小学校との連携を密にするということで、これは平成24年4月に任命をして、現在、大変よく動いておっていただけていると思っております。

その後、職務権限、指示系統については、これまでと変わりなく進めておるところでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 私も瑞穂市社会教育指導員設置規則、これも確認いたしました。先ほど申し上げました、昨年9月の発言、それから退職なさった方の手紙の要点、それから教

育委員会の意見という、このA3にまとまったのを議長室で見せていただきました。この最後に、このように書かれております。

ただいまの横山教育長の内容と同じですが、「平成24年度から社会教育指導員を設置し、巡回指導員という制度を廃止することとした。そのため、クラブのチーフ指導員等への異動を打診したが、本人は固辞され、退職に至った」と、このように書かれております。ということで、私が昨年9月に申し上げた、これは一番の根本は、放課後児童クラブの民営を公営にしたわけですね。このときに事務量が一気にふえ、追いつかなかったので、児童高齢福祉課にあったときから、1名事務職員として採用された方が、職員がもともといたチーフ指導員を指導する立場の方と同等、もしくはそれ以上の実際の権限を持ってしまったことを指摘し、職員がきちんとすべきだということをお願いしたんですが、その後、1年を待たずに、ことしの4月から、きちんと人事、指揮系統になった。そして、この社会教育指導員は、立派な教員資格も経験もお持ちだということをお伺いしております。そして、現場の指導員に何人かお聞きしましたら、以前のような混乱はおさまっているということもお聞きしておりますので、それなりにきちんと対応していただいたものと思います。

私がこの件に関して申し上げたいことは、この後にある学校選択制とも関連しますが、やっぱりこの方は最後はやめることになってしまったわけですが、大変お気の毒だったと思います。やはり行政の民営から公営への過程の中の混乱ですね。公営に対応し切れなかったために、大変混乱が生じて、そういうことのちょっと犠牲になったような感じで、私の一般質問もそのように受け取られた嫌いがございしますが、やっぱり行政には特に、教育行政を取り上げているわけですが、今後、きちんと指導、監督、指揮系統、そして能力、技量、そういうことをきちんと行政として対応していただきたいと。そして、改善されたということを確認して、次の質問に行きたいと思います。

2点目ですが、就学区域の弾力的運用についてでございます。

これについて、まず1点目、制度導入の経緯を御説明いただけますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 弾力的運用制度の導入ということでございます。旧穂積町時代の昭和62年、臨時教育審議会で「教育改革に関する第三次答申について」というのが出されまして、通学区域制度の運用について検討する必要があるといった通知も出されました。「現行の市町村教育委員会の学校指定の権限は維持しつつ、地域の実情に即し、可能な限り、子供に適した教育を受けさせたいという保護者の希望を生かすため」と、そういった言葉もあります。そういった通知が出されて、それを受けて当時の穂積町教育委員会では、法令や改革の趣旨、各学校の教育活動等について慎重に検討を重ねるとともに、アンケートを行って、保護者の意見の把握に努め、目指す穂積町の教育を推進し、児童・生徒の自主性、それから各学校の活性化を

図るために、平成12年4月1日から、小・中学校の1年生入学時に学校選択ができる、いわゆる弾力的運用の措置を講じることになったということでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） ただいまの横山教育長の御答弁にもございましたように、これは一連の政府の構造改革、規制緩和の一環でございました。ただいま昭和62年が発端だということですが、私はここまでさかのぼっては調べられませんでした。平成になりまして、相次いで、通知、閣議決定、提言等で就学区域の弾力的運用、簡単に言えば学校選択制ですね、就学区域を限定しないと、どこの学校でも選べると。この選び方は、例えば隣の学校だったらいいとか、その市町村の自治体のどこでもいいとか、いろいろあるようですが、とにかく限定しないと。政府のこの規制緩和の流れに沿って、旧穂積町はいち早く、ただいまの御答弁にございましたように、平成12年に導入したものです。このときは、品川区と穂積町が導入したと。この2年前に三重県の紀宝町が最初に導入し、それに続いたもので、大変先進的な、あの当時の首長さんがなされたものです。

この目的は何だったのでしょうか。政府の流れは規制緩和だったと思いますが、住民の希望だけだったとは思えませんが、どのようなメリットですね、目的と申しますと、を図って導入されたものでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 目的ということですが、先ほど紹介しませんでした。平成8年12月に行政改革委員会において「規制緩和の推進に関する意見（第2次） - 創意でつくる新たな日本」といったタイトルで、教育分野に関して学校選択の弾力化ということの内容がございました。

この就学区域の弾力的運用の目的につきましては、1つは、子供が自分に合った学校を選択し、個性を一層伸ばそうとする、より意欲的に学校生活を送るという、そういったことがございます。2つ目に、保護者のこの学校で我が子を学ばせたいという願いを実現するという。3つ目に、各学校ごとにですが、魅力ある学校、特色ある学校づくりを推進し、個性ある教育課程の編成と実施をすること、この3つを大きな狙いとしております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 1が子供が自分に合った学校を選択できること、2が親がこの学校で子供を学ばせたいと選択できること、3つ目に特色ある学校づくりを目的としたということでございます。

政府が小泉構造改革の一環として出したわけですから、根底には競争によってレベルアップ

が図れると、そのほうがいいんだと、レベルが上がるんだという考え方、目的が当然あったわけです。このことにつきましては、また後半で申し上げたいと思いますが、それはさておきまして、このことを全国でもいち早く旧穂積町が採用し、現在に至っているわけですが、実態です。これは、現在、瑞穂市においてどのようになっているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 先ほど紹介しました「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」で学校選択の弾力化という方向が動いたんですが、そのこの通知の中にも、学校選択の弾力化については、受験戦争の激化とか、低年齢化、学校の序列化、学校間格差の発生とか、学校と地域社会との結びつきの弱まりとか、そういったこれからの問題点もあらかじめ想定していたようでございます。

現在の実態ということですが、平成24年度は、全市で110名の児童・生徒が弾力的運用の制度を利用しております。そのうち、約40%が通学の利便性ということで、距離が短い、時間がかからないといったことです。それから、約15%が学校の特色ということを利用してあります。これは110名ですけれども、特に多い地域は、穂積小学校、そして南小学校でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） もうちょっとお聞きしますが、特に多い学校が穂積小、南小から出ていくんじゃないかと、ここに入ってきているんだろうと思いますが、この理由はどういう理由で入ってきているか、お聞かせいただけますか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 穂積小学校につきましては、特別支援教育が充実しているということで、特別支援教育をそこでというニーズも多くございます。また、通学の利便性ということで、只越地区の方が結構穂積小学校のほうに通われていると。

それから南小学校についても、大変利便性ということが主になっているようでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） そうしますと、瑞穂市の実態としては、学校選択制の最初の目的、さっき申されました3つですね、残りこれには該当していないような理由で110名に上っていると解釈できると思いますが、110名というのは大変多いと思いますが、このような実態から、現在、どのような課題が生じているかをお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） この課題につきましては、かねてより森議員より指摘を受けて、い

ろいろ相談を受けていた内容を報告させてもらいますけれども、本制度を利用した場合に、子供会とか自治会活動、その地域の活動、先ほど規制緩和に関しての意見の中でも心配されておりました、そういった内容が実際私どもの瑞穂市でも起きておりました、そういった住居地のものに参加していただくようお願いはしておるんですが、しかし、一つの自治会から多くの子供たちが別々の学校に通っているというような実態が起きてまして、そのような活動がうまく進んでいかないということが現実起きております。これは、合併前の穂積町の区域内の学校でこの弾力的運用を開始したものが、合併によりまして大変近いところに小学校ができたということで、そこら辺が穂積町でスタートを切ったものが、この瑞穂市の大きさの中の想定がない状態で進んできたということで、現在の問題が起きていますと認識しております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） ただいまの御答弁によりますと、課題としては地域の問題が大きいですということですが、ホームページには就学区域の弾力的運用というのがきちんと説明されておりまして、コンパクトにまとめられておまして、先ほど言われました目的も書かれていますが、3として子供会等への対応ということがあります。子供会活動、自治会行事、校区活動等については、住所地で所属し、活動に参加していただきたいと。PTA活動については就学先学校に所属し、活動に参加していただきたい、このように書いていますが、これは子供会活動、自治会行事、校区活動については、従来の言葉でいうと越境入学になるわけですが、越境入学をした子供についてはなかなかそれが、こういうふうに書いてお願いしていても、実際はそうならない実態があるということでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議員指摘のとおり、こちらとしては、その運用を利用させていただく場合に、子供会等、地域で入っていただくようお願いを再三しておるわけですが、やはり子供同士の人間関係というふうなことで、ラジオ体操なんかも、例えば古橋北のラジオ体操に参加するとか、そういう具体的な事例が起きておまして、子供同士が同じ学校に通う者同士で集おうとするといった動きが現実にあつて、実際、このお願いしていることがなかなかままならないという状況でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） 子供は地域で育てることが基本で、地域の大人たちが連携して子供を見守っていくという体系が崩れている瑞穂市の状況が浮かび上がってまいります、今後、この学校選択制、就学区域の弾力的運用について、市はどのように対応、対処していくと話し合っていらっしゃるか、お考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 私どもも穂積町の教育委員会の時代から、想起しない、想定していなかったような問題が起きているということで、この合併10年の節目ということで、今後、原点に戻って再検討する必要があると思います。教育委員会で諮って検討を進めたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 教育委員会、事務局ではなくて本来の教育委員会だと思いましたが、に諮って検討したいと、どのようなことを具体的に対応策として図られるお考えか、お聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） このことは、平成18年に学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取り扱いという事務連絡が出ておるんですが、そういった中で、市町村教育委員会の権限である、こういった就学校の指定につきましては、それを認めていく理由として、いじめへの対応、通学の利便性など地理的な理由、部活動等、学校独自の活動等、そういったものも就学校の変更が認められてよい理由とするといったことが連絡としてありまして、実際、今の現状の中で子供が選択をすると、保護者が選択するといった方向がもう既にどの地域でも行われている時代になってきました。したがって、この就学区域の弾力化というものが形骸化しているというような部分もございますので、そこら辺について検討していきたいということです。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） つまり、全国ではもう見直しの段階に入っていると。大阪の橋下さんは、今後、大阪では取り入れる方向にすると、今、選挙で言っていますが、全国で早々と導入したところでは所々の問題が出て、見直しが進んでいるそうですが、見直すということを考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） そのようにお答えをしました。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 具体的にはどのような工程を考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育委員会に諮って検討を進めます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 具体的に教育委員会に何を諮るのか、お聞かせいただけますか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 先ほどの質問の中で整理していただいた当初の経緯、それから目的、実態、それによって生じている課題ということについてお諮りをして、今後について検討していただくようにお諮りをする予定でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 見直しの時期ですね。110人ですね、特別支援は別ではないかと思うんですけど、そういう理由がない親にとっては下の子も同じように考えているかもしれませんし、今後、見直すということになりますと、じゃあ、うちは今、隣の学校へ行っているけど、どうなっちゃうのとか、下の子はどうなるのかしらとかということになると思うんですが、見直し時期はいつをお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在通っている子供たちをどうするかということも、これも検討しなくてはなりません。しかし、子供たちのこれまでの運用の制度の中で選択していただいて通い始めたということは大事にせねばなりません。

そういったことで、現在の運用制度を利用されている方が全くゼロになるということに関しては、それは9年かかる話かもしれません。小学校1年に入った子が、これから長いことその利用していくということ、急遽そういった制度をなくしたよということで、じゃあ指定学校、本来の地域の学校に行きなさいということ、言うべきでないと思っております。しかし、そういったことも含めて教育委員会に諮っていくということでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 9年という言葉がちょっと聞こえましたが、結局、例えば南小に多いと。これは十九条地域の子供たちではないかと思うんですが、十九条からは、私も再三にわたって非常に困る状態だということは聞いてまいりました。本来なら牛牧小に行く子たちが南小に行きましたら、中学校も穂積中ではなく巣南中を選んでしまうと、こういう実態がやっぱりあるんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今の中身ですけれども、穂積小も同じでございます、要は人間関係ということで、穂積小に通った子が交遊関係で穂積中に通いたいと。南小に通った子が卒業してから友達の関係で巣南中学校に通いたいと、そういったことが多く見られます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） ということで、小学校のみならず、また中学校だけということではなく、小・中9年間、そういうことになると。現在、この制度を利用している子については、もとに戻すということは無理ではないかという御答弁がございましたが、今12月で、来年の4月から、また1年生が学校を選ぶわけですが、来年4月からはどのようにお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育委員会制度の中で教育委員会に諮って、そういったものも詰めてまいります。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） その諮るのはいつでございますか。つまり、4月からどこの学校へ入学するか、させるかというのは、親はもう早急に迫られる問題です。これは、きょう、この議場でこういう問題が出たということになりますと、変わるらしいよということも流れますね。そうすると、来年4月からはどうなるのかしらという方たちが出てくると思うんですが、諮る時期はいつでございますか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） これは、先般の文教委員会でも森委員から質問があってお答えをした内容と重なるんですけども、要は、かねてからこれは問題意識が高い内容でございまして、この合併10年を一つの節目として、これは見直す必要があるというふうに教育委員会事務局の教育長として考えておりまして、これを教育委員会に諮ってということで、これは来年、再来年にやればよいという、そういう認識ではございません。できるだけ速やかに、早く対応していきたいと思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2 番（くまがいさちこ君） 大変えんきよくな御答弁でございましたが、来年4月に向けて教育委員会に諮る、現在予定であると受けとめてよろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） できるだけ、速やかにそのように進めたいと思っております。これにつきましては、教育長は独裁者ではございませんので、教育長としてそのように提案をして、教育委員会でお諮りいただいて、決定をいただいて、そういった規則等をさわっていくということでございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 堀市長は、先ほどちょっと席を外されましたが、この就学区域の弾力的運用、学校選択制につきましては、平成12年、前市長が全国に先駆けて導入したと。そして、合併10年後、いろいろデメリット、問題が出ていると。教育委員会の事務局としては教育委員会に諮って、かなり早急にもとに戻すような方向を考えていると言われますが、前市長が導入した問題に対してこのような問題が起こっているということですが……。

〔発言する者あり〕

2番（くまがいさちこ君） はい、堀市長の御判断はいかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 教育長のほうから、いろいろお答えをさせていただいております。この問題は教育委員会のほうにある程度任せたいと思いますが、ただ、問題になっております地域の子供会とか、こういう関係でいろいろ問題になっている、このことにおきましては、はっきり申し上げておきます。どこの学校へ行こうが、どこに勤めておろうが、何をしておろうが、やはり地域は地域で育てていただく、そういうことを、これが一番求められておるところでございまして、あそこの学校へ行っておるから、こちらの学校へ行っておるから、そういった差別的なあれでなく、地域に住んでおる人は地域のコミュニティー、これは大事です。地域社会を大事にする、これは基本でございまして、そのことだけは申し上げておきたい。そのことだけ申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 本当にこの小泉構造改革、規制緩和というのは、競争すればレベルは上がっていくんだという考え方が、経済政策でしたね、もともとは、これが基本にあったわけですが、教育のようなものは、どこの学校へ行っても、特に小・中学校は義務教育ですので、同じ教育内容を保障するというナショナルミニマムという考え方で運営されなければならない。ですから、瑞穂市の中のどこの学校に行っても格差がないということが基本ですので、特に義務教育ですから、基礎的な学力とか人間関係を地域の中で身につけると。そして、学校の先生というのはおおむね3年ぐらいで異動なさいますね。ですから、この学校にはこの特色がある学校にしたいといっても、先生たちはかわっていかれるわけですから、それも大変難しいことだと思いますので、このようなことはやっぱりきちんとここで、合併10年後で、従来よりは大きくなった瑞穂市ですが、瑞穂市全体ならどこでもいいということではなく、きちんと地域で子供たちを育て、地域の学校を選んで、どこの学校でもいい教育が受けられると、全体の競争によるのではなくて、基本的に全体のレベルアップを図る教育行政を望みたいと思います。

私が耳にしますに、これは調べればわかるわけですが、もともと特例というのがございます

ね。学校教育施行令の中には、何らかの事情がある場合は、特別に指定の就学区域でなくてもよいというのがございますね。これを確認したいんですが、横山教育長さん、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 市内に限らず、近接市町とのそういった就学区域の変更ということについては行われておりますし、この市内においても、そういった就学校の変更につきましては、そういったその理由によりまして認めておるということでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） ということで、特例というのはもともとの法律でも認められているわけですから、あえて就学区域の弾力的運用に拍車をかけるような施策というのは、先ほど私が述べました、教育というのはナショナルミニマムであるという考え方に反していく。このような10年間で、もっとですね、14年間ですか、の結果、出てきたことは、行政として、瑞穂市が選んだことではございませんが、旧穂積町が選んだことですが、深く反省しなければならないことであると私は受けとめております。

本日、私は、2点取り上げました。放課後児童クラブにおいて民営を公営にした中で、事務処理が追いつかないということから、補助職員に過大な負担をし、その混乱から、その方はもとのチーフ指導員に戻ってくれと市から言われたときに、やっぱり納得できなかったわけですね。大変私は、お気の毒だと思っております。犠牲者だと思っております。やっぱり職員は、その能力をそれぞれの事務分掌に従って発揮していただき、また学校選択制のように、はやりの施策に先走らずに、自分の自治体をどのように運営していくかということで、特に教育行政について申し上げますが、きちんと、これ10年かかったわけですね。地域も壊した結果もございましたし、職員の中にはそういう犠牲もあったわけですし、私の立場も個人的に責められるような立場になりましたけれども、そういうことはごく個人的な問題でございまして、私がここで申し上げたことは、やっぱり行政の責任ですね。公の仕事を皆さんはなさっているわけですので、今や憧れの公務員でございます、皆さんは。その瑞穂市の幹部でいらっしゃいますので、今後の行政、特に教育行政に関して判断を誤らない、そして一層の能力をつけていただきたい。一丸となって行政運営に当たっていただけますようお願いをして、私の本日の一般質問を終わりたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 以上をもちまして、改革、くまがいさちこ君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして休憩をいたします。11時15分から再開をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時16分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

みづほ会、堀武君の発言を許します。

堀武君。

1 番（堀 武君） 議席番号 1 番 堀武。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

議題としましては、瑞穂市の将来像について、教育委員会について、PTAについて、以上 3 点を一般質問席から質問させていただきます。

堀市政も 2 期 6 年を過ぎまして、7 年目の予算編成を迎えようとする時期となってきました。市長が 2 期を一つの区切りと考えるならば、あと 2 年しかありません、3 年目は次の施策のほうに変わることになりますから。この間の市政を検証すれば、今まである無駄の排除もあり、全体のある程度バランスのとれた財政支出ではなかったかと私は思っております。

瑞穂市が置かれている地理的条件、これからの税収を考えたときに、まさに指導者としての力量をいかに発揮し、そして将来の瑞穂市を描いた市政を遂行していただきたい、その観点から質問をいたします。

最初に、瑞穂市の地理的条件を考えますと、国道 21 号線が東西に走り、そして JR 東海、そして穂積駅がある、その利便性を考えた場合、今後の都市形態としての環境整備が最も急務であると思われます。6 年間の実績と将来を示していただきたい。

特に都市下水の整備は、直近の課題と思われます。この件に関して都市整備部長、環境水道部長、両方の御答弁をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 堀議員の質問にお答えをさせていただきます。

瑞穂市の将来像についてというテーマで 4 点ほどの御質問でございます。

正確に言いますと、2 期 5 年 6 カ月を過ぎてということでございまして、瑞穂市の将来像をどのように考えていくかという市政に対する、将来ビジョンに関する御質問と伺います。したがって、私の基本的な政治理念を、まずお話をさせていただきたいと思うところでございます。

御承知のように、私は巢南町議から巢南町長、瑞穂市議から瑞穂市長と、政治家としての道を歩んでまいりましたが、その考えは、一貫した理念に基づいて行動、活動をしてまいりました。

巢南の町議のころより、このまちづくりの青写真を心に描いておりまして、政治公約のマニフェストが社会的に大きくクローズアップされる以前より、マニフェストに類する公約の中で、その理想的な青写真を選挙民に見える形で示してまいりました。巢南町長選挙は、まさにそれによって勝たせていただいたと言っても過言ではないと思っております。

それが、ちょっとせつかく資料を持っておりますので、そのときのリーフレットは、まさに

これでございます。全て盛り込ませていただいております。

瑞穂市が誕生してからも、この瑞穂市がどのように発展していくか、それをこの目で見届けていきたいとの思いから市議になったわけですが、そのときも瑞穂市をこういうまちにするんだと、こういう思いがありまして、それを選挙公約のリーフレットに示させていただいております。これも、このように議会のときにも示させていただいたところがございます。

しかし、御承知のように、前政権では、まちづくりのありようが私の描くまちづくりと異なっておりました。市議会からも議員がいろいろ提案させていただきましたが、取り上げてもらえなかった。また、一向に形になって見えてこないということで、一念発起をいたしまして市長選に立候補することになったわけでございます。

そのとき、順風といえますか、折よくマニフェストが公職選挙法の改正によりまして、これは平成19年の通常国会、平成19年2月20日、19年4月の統一地方選挙、首長選挙でも公然と出せるようになりました。私は、ずうっと言い続けてきた持論をマニフェストの中ではっきりと示させていただいたのは御周知のとおりでございます。

それが、これもそのときの資料でございますが、きちっとリーフレットに掲げさせていただきました。マニフェストに掲げさせていただいた、こういう経緯があるわけでございます。

そこで、まちづくりのビジョンは何かと、本題に入ってくるわけですが、その前に、行政、政治には夢がなければなりません。夢、すなわち目標のあるまちづくりでございます。そのまちづくりの基本は、まず行政がやらなくてはならないこととはインフラの整備、いわゆる社会資本整備でございます。便利さ、また快適さ、安全で安心、活力、豊かさにつながるインフラ整備の基本は、基盤整備でございます。骨格をつくるということでございます。

この地域には都市計画地域がございます。こういったところにおきましては、区画整理事業ですし、また2つ目には農業振興地域におきましては、土地改良事業であります。その両方の基本は、道づくりだと思っております。古来、道は人の動きに、また移動によって、それが物流、文化の動きへと発展をしていく。まさに道は、大自然でいえば水の流れ、川の流れのように、あるいは動物でいえば体内の血管のようなものだと思っております。インフラ整備の基本は道であると考えているわけですが、それを実現するためにはさまざまな手法を取り入れることが必要でございます。つまり、先ほども申し上げました区画整理や社会資本整備、交付金等の国の補助事業を活用するという具体的な話になっていくわけでございます。

さらに、快適な居住空間を目指したインフラ整備となれば、当然、公園整備や公共下水道整備は欠かせません。もちろん、ライフラインとなる水道や都市ガスなどの複合的な視点で整備する必要も生じてまいります。

一方、まちづくりは人づくりとも言われます。人づくりは、この人間社会が人のためにある

ことを思えば、人のために生きられる人をつくる。つまり、人間としての尊厳を持って生きられる人づくりをするのは至極当たり前のことだと思います。

「揺りかご（誕生）から巣立ちまで」をスローガンに子育ての教育を実践しているのも、その考えによるものでございます。したがって、人を養成する義務教育施設や保育所などのハード面にも、それなりに経費を投じていく必要があることは当然のことと考えるわけでございます。

さらには、グローバル化、いわゆる地球規模、国際化の時代に即した人づくりも進めなくてはなりません。また、人づくりの中で欠かせないのはコミュニティーづくりでございます。コミュニティーは、人生を生きる上での最少の人間社会単位と考えれば、当然きずなづくりなどで自治会などの組織を支援しなければならないと考えておるところでございます。そうした意味では、地域のきずなを深め合うイベントは必要だと思います。また、スポーツや文化を通じた事業も大切なものだと考えているところでございます。

人づくりの観点から、それにふさわしい教育委員会を組織することを念頭に、多様な価値観を持つ人材を登用する形で教育委員会及び教育長を選任しておりますが、教育委員会として独立した機関、組織であることが、今、社会的にも問われている時代背景を考えると、専門性が特に求められるものかなと感じております。

このような私のまちづくりの基本的な考え、スタンスをベースに行政運営を進めているところでありますが、私はいつも申し上げておりますように、マニフェストで私の施策方針をオープンにして示させていただいております。そして、この進捗状況も、定例会が開かれるたびに議員各位に報告をさせていただいております。また、市のホームページにも公開しております。要するに、全てをオープンにして進めさせていただいております。

また、1期目の終わりには4年間の歩みを、さらに2期目は人と自然に優しい、災害に強いまちづくりを加えまして、議会の皆さんの御協力と市民の参加、参画、協働のまちづくりを推進させていただいておりますので、そのことをお話し申し上げ、御理解を賜りたいと思います。

あとの細やかな進捗状況につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） それでは、堀議員の御質問の環境整備、特に直近の課題と思われる都市下水の整備についての公共下水道事業の歩みと進捗状況をお答えいたします。

環境整備での公共下水道の使命は、市長のマニフェストの施策の「整える」の中に、公共下水道の整備促進事業の軌道化、きれいな川の再生と上げられているとおり、良好な都市環境の確保を定めるものでございます。

また、議員が言われるように、都市形成において必要不可欠な施設であることは都市計画法

にうたわれてもおりますが、公共下水道の整備は、直近の課題として捉えております。

そこで、経緯について申し上げますと、平成21年3月に瑞穂市上下水道審議会の答申を鑑み、瑞穂市下水道基本構想を見直しました。その後、平成22年3月に瑞穂市公共下水道全体計画を作成し、全体事業費の算出、財政シミュレーション等で検討を行い、議会の同意のもと、将来の負担の軽減のため、同年9月から下水道基金の増資積み立てを始め、今年度も現予算3億円を計上し、基金額14億円になる予定であります。

また、平成23年11月から、市民皆様が下水道を理解、認識していただくため、下水道現状説明会を校区単位で開催し、御意見等を広報、ホームページにて情報を発信しております。

このように事業を進める中、一番事業での根幹である最終処分場候補地の周辺住民への説明会、必然性等に関する説明会の開催に関しては、堀議員も御承知のように、自治会に申し入れた日から先日の7日で1年がたちますが、今現在も議会の協力を得ながら接見調整を図っている状況でありますので、いましばらく時間をいただきたいと考えております。

公共下水道事業は、3年の準備期間をかけ、動き始めたばかりですので、事業遂行のため、これからも議員各位の御協力をお願いする所存でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 鹿野都市開発課長。

都市開発課長（鹿野政和君） 御質問にありますうち、都市下水路に係る雨水整備、治水対策につきましてお答えいたします。

都市下水路に分類されます雨水排除のための下水路は、穂積都市下水路、牛牧都市下水路、別府都市下水路、只越下水路が平成元年までに整備が完了しております。馬場・生津につきましては、土地区画整理事業によりまして昭和60年までに都市下水路の整備は完了し、只越都市下水路を除きましては、各都市下水路の流末には排水機場が整備されているところでございます。

この6年間で申し上げますと、平成19年度より野白新田地内におきまして、国の交付金事業でありますまちづくり交付金事業によりまして、野白新田都市下水路整備事業がこの5年間で、事業費約2億5,300万円、整備延長としまして約590メートルの整備を行っております。

この都市下水路の放流先となります新堀川は、御承知のとおり、県によりまして放水路が平成23年6月に完成、犀川統合排水機まで導水が可能となりまして、中川と五六川に挟まれた稲里から祖父江までの、いわゆる五ヶ村地区という地区におきまして、国・県・市が一体となりまして治水整備に取り組んだおかげで、その後、出水時、雨水排水の効果は、地元でも高くその評価を受けているものと考えております。

そのほかにも、老朽化に伴いまして、平成23年度には花塚排水機場の改修が完了し、今年度は別府排水機場の改修に取りかかっているところでございます。残ります牛牧排水機場の改修

につきましては、国と県、それぞれの事業にも関連して少し時間を要しておるところでございますが、老朽化した排水機場の早期改修につきましては、今後も、国に要望しているところでございます。

瑞穂市の水の恩恵を受けまして、水と共存してきました市の歴史を大切にするとともに、一方で水害のないまちづくりに向け、国・県と協働いたしまして、さらなる治水事業の促進を図りたいと考えておるところでございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 都市開発、そして環境水道部長の答弁にありましたように、瑞穂市における都市形態としては、水の問題を避けて通ることはできない、これが都市計画の第一歩のような気もするものですから、今後とも誠意をもって対処していただきたいと思っております。

次に、教育現場のハード面につきましては、まさに整備が進んでいると思われませんが、精神面ではいかがでしょうか。教育現場に行政の介入を禁止していますが、教育長の任命、教育委員の任命、そのような権限を持っている行政の長の教育に対する姿勢、特に僕はその道徳観が全てのことに対処できるような気がしますが、その任命権とか、その教育委員会に関してどのような考えを行政側は持っているのか、御答弁ください。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この御質問におきましては、先ほど私の答弁の中で申し上げましたとおりでございますので、御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） この問題に関しては、後で教育長のほうに、教育委員会のあり方ということでちょっと質問をさせていただきます。重要なことがすごく教育委員会には書かれておりますし、今回の答弁でも教育長は、教育委員会に関して、その必要性と認可の面に関してすごく今回は答弁されておると思います。ですから、その任命権者である行政、市長に関しては、やはり責任を持った人選というのをしていただきたいと同時に、教育委員会の今後の問題点というのは、やはり大津の問題でもありますように、他の市の橋下大阪市長も言われますように、権限はすごくあるんですけども、その辺のことで、果たして完全なる機能しているのかどうかということを含めて考えてみたいと思っております。

さて、3 番目に、瑞穂市の地の利を考察しますと、住宅地域、商業地域がある程度住み分けられていい状態でありましたが、交通の便からも、その境はますます不透明になってきております。そして9月の議会でも一般質問をしたときのように、行政側の答弁にありますように、犯罪の多発地域です。行政側の暴力に対するガードは、警察官のOBを入れることにより、あ

る程度緩和されました。というのは、職員に関しては自助努力とともに、警察のOBを入れるということによって、その安全の確保をある程度されておるといのは認識しておりますけれども、一般市民は、果たしてその恩恵を職員以上に受けておるのでしょうか。その面では、子供の健全育成、安心・安全な瑞穂市で活動できる環境をつくる義務は、市の責任であると思っております。市民に過大なお願いばかりするのではなく、やはりその道筋というのは行政がある程度示し、そして警察とも協力しながら、どのような方向性をするのか、その取り組みを、不転の決意を聞かせていただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 安心で安全で住みよいまちづくりは、住民誰もが望むところであります。豊かな自然に、交通の便がよく、また大学が市内にあり、多くの若者が住む、活力ある瑞穂市ではありますけれども、さきの御質問にもありましたように、一般質問でも、県内での刑法犯の犯罪は、岐阜南警察署の17.5件に次ぎまして、北方警察署は17.3件ということで、2番目の率であります。

8月23日に北方警察署を訪れまして、県警の本部長さん宛てに、（仮称）岐阜西警察署の設置についてお願いをしましてまいりました。その結果と申しますと、今現在の警察署等の再編整備構想の中にはそうした構想はないけれども、今後は、そうした状況も踏まえて、また進めていきたいという御回答がございました。

また、さきの暴力団の関係につきましては、先日も暴力団の追放大会を開催したところでございます。その内容につきましては、ホームページ等で公表させていただいたところでございます。

また、地域では「交番みずほ」が、隔月でございますけれども、ミニ広報紙、また瑞穂・本巣・北方地区防犯協会は、毎月全戸配布で「地域安全ニュース」ということで、いろんな情報を流させていただいておるところでございます。

また、市でも、できる限りの広報媒体を使いまして、各種会議などで一口広報を進めるなどして、こうした情報を家庭で、地域で、また職場で話題にさせていただけるようにと、私たちも広報等を踏まえて、みんなで犯罪のないまちづくりを進めたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） 警察官のOBの件ですけれども、北方署には相談のOBがいるというようなことも聞いておりますけれども、本来ならば穂積の派出所にも、そういうOBで相談ができる方がおると本当は理想的なものですから、一度考えていただければ幸いですと思っております。

最後の4番目ですが、これは答弁をいただければあれですけども、はや堀市政も2年を残すのみと、さっき市長が言われた、2年と少しありますけれども、市長は3期やられるのか、または後継者にその将来を託すのか、その心中を推しはかることはできませんけれども、瑞穂市の都市形態を市長が総合的に考え、環境、教育、福祉、安心な都市形態を構築するための方向性を市長みずからの言葉で話されましたけれども、やはりその一貫性をするには、その辺の後継的な問題とか、いろんなことを考えて、特に市の職員の方も、市長とともに方向性を、どのような方向でいくのかを後の2年間でお示し願って、無駄の排除、特に市民の要求、いろいろなことがあるとは思いますが、その中で、それは必要なことばかりかもわかりませんが、やはりその順位と、そしてそれを切る痛みをともに分かち合える、そのような方向性というのが必要だと思っております。そのような観点から、このような質問をさせていただきました。

以後、堀市政も残りに関しては、その方向性を職員とともにやっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。答弁があれば。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほど初めに、将来像の中でいろいろ申し上げました。私の考え方は一貫しておりまして、また今、議員がおっしゃいました環境、教育、福祉、安心な都市形態を構築するための方向性、全て私のマニフェストに盛り込んでおります。それに基づいて、できる限り全てが達成できるようにしっかり頑張っていきたいと、このように思っており、その意気込みを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1番（堀 武君） 次に、教育委員会の件ですけども、その前に、教育委員会とはという形で少し読ませていただきます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めにより、教育に関する事務を処理するため、都道府県、市町村、ともに配置され、合議制の執行機関である。この教育委員会制度は、一般人（レイマン）である非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するというレイマンコントロール、住民による意思決定のもとに運用されているとなっております。

教育委員会は、5人の委員から構成されている。委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰します。委員長の任期は1年ですが、再選は妨げられない。

教育委員会の権限に関する事務を処理するため、教育委員会に教育長と事務局が置かれていると。

教育長は、教育長以外の委員の中から教育委員会が任命する。教育長は、教育委員会の指揮監督のもと、全ての事務をつかさどると。

事務局は、教育長の統括のもとに、教育委員会の権限に属する事務を処理し、事務局の組織は、それぞれの規則で定められていると、このようになっております。

この制度についてですけど、教育委員会制度の意義というので、政治的中立性の確保、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要であると。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立を確保することが必要であると。

継続性と安定性の確保ということで、教育は子供の健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針のもと、安定的に行われることが必要であると。また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は、漸進的なものである必要があるとされている。

地域住民の意向の反映、教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うものでなく、広く地域住民の意思を踏まえて行われることが必要であると。

首長からの独自制、行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保すると。

合議制、多様な属性を持った複数の委員による合議により、さまざまな意見や立場を集約した中立的な意思決定を行うと。

住民による意思決定、住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した行政を実現すると。

教育委員会の制度の仕組みとしましてはいろいろあると思いますけど、その辺のことを聞きまして、現在の瑞穂市の状況について、少し教育長に今の状況をお聞きしたいと思っております。

さきに言いましたように、瑞穂市教育委員会の学校への位置づけというのはどのようになっていますか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 質問で出していたいただいた幾つかについて、もう既に回答していただいております。私は何を答えればいいのかと不安になっておったところでございますが、教育委員会の学校への位置づけということでございますが、これは、今、議員が紹介していただきましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条で、教育委員会は学校の管

理及び執行機関として位置づけられており、その主な権限といたしましては、学校の設置及び管理、教育財産の管理、教職員の人事及び研修、児童・生徒の就学及び学校の組織編制、教科書等の取り扱い、校舎等の施設等の整備となっております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） そのように、教育委員会に関しては行政から独立すると同時に、すごい権限が与えられている割には、その顔が見えないというのも事実だと思っております。

過去でいえば、教育委員長が本当に名誉職みたいな形であったような気もするものですから、そのような観点から、教育委員会は現在何名で、その職種というんですか、前職も含んで、わかる範囲でちょっと教えていただけないでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育委員会の選任、現在の人数、また職種についてということですが、これは先ほどの地教行法の第 4 条によって、市長が議会の同意を得て任命し、現在、教育長を含め 5 名の教育委員が任命されております。その職種は、もと瑞穂市の職員、会社社長、それからお医者様、それから保育園長ということでございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） その方々の肩書は本当にすばらしいんですけども、やはりこの教育に関してどのような形で発言、思想的なこと、本当にしていただけることを願っております。

また、その中、特に教育委員長の立場というんですか、位置づけというのは、なかなかよくわからない。例えば、大津の問題があったときでも、教育委員長というのが出てこなくて、教育長が全て発言をされて陳謝されているような気がするものですから、教育委員長の位置づけはどのように考えておられるか、ちょっと答弁願います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育委員長の位置づけということですが、先ほどと同じ、地教行法の第 12 条で、教育委員会の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表して、教育委員会の会議を主宰する者として位置づけられております。

先ほど大津の例も紹介していただきましたが、教育委員会の職務権限という内容がまず 1 つ、そういった先ほども紹介しましたが、学校の統廃合とか、施設、そういったものの整備、それから人事、それから研修というふうな内容を紹介させていただきましたが、これは教育委員会の職務権限として第 23 条に、19 の項目にわたって詳しく定められております。

それから、そういった事務を委任するというようなことで、26 条に、教育委員会は教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、また教育長を

して臨時に代理させることができるといった条項がございまして、教育委員会で扱っている職務権限とそれ以外になるものについては、直接教育長に事務委任をしているというような形で、教育長のその権限というような部分に属するものがございます。それがいじめとか何かの、そういう指導とか、そういったことに関しては、教育長が中心となって出ているというような、そういう理解でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） その辺のことがあるものですから、やはり教育委員会というものに関してあんまり顔が見えないという、権限があるように見えて、その辺でブラックボックスに入った点があるような気がするものですから、教育委員会の位置づけというのを国のほうでも考えなきゃならんとか、いろいろ問題点が出てきているような気がします。

それでは、教育委員会で教育長の位置づけというのはどのように考えられておりますか。組織図ではあるんですけど、やはりその辺の事務局長としての位置づけというのはどのようになっておりますか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） これも先ほどの地教行法の第17条でございますが、教育委員会の指揮監督のもと、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる者という、そういう位置づけでございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 組織的に教育長があって、それから事務局、教育次長、総務、財務、学務とかいろいろあり、教育機関としてはいろいろな面、博物館、図書館、その他の管理というようなことが書いてあります。

教育委員会の仕事として、学校など教育機関の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、教育委員会や学校など教育機関の職員の任免、その他の人事、児童・生徒等の就学、入学、転学、退学、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書、その他の教材の取り扱い、校舎などの施設や教具などの施設の整備、教育関係職員の研修、教育関係職員、児童・生徒等の保健、安全、厚生福利、学校などの教育機関の環境衛生、学校給食、青少年教育、婦人教育、公民館活動、社会教育などを行う仕事が多様なものであると、このように書いてあります。だから、そのような観点からも、教育委員会というものの位置づけというのが、もう少し表面に出てきてもいいんじゃないかというような考えがあります。だから、議会での教育長の答弁は、教育委員会である程度報告、承認されているのか、その辺について、少しお話ししたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 議会における教育長の答弁ということですが、教育委員会で報告、承認を受けているかということでは、教育委員会で審議すべき議案というのは、今、紹介していただいたような学校の管理、教職員の人事等、そういった教育委員会の職務権限に関する条件について審議をしていただいて御意見をいただいているということで、議会の答弁について承認を受けるとということについては、基本的には必要がないと考えております。

ただ、答弁の内容が教育委員会の職務権限に属する案件の場合には、教育委員会の会議にて報告をしております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 報告というのは事後承認のような形だろうと思うんですけども、その辺のコミュニケーションをよく事務局長と教育委員会はしていただきたいと思っております。

さっきと同じような形なんですけれども、教育現場での教育委員長ですね、僕、少し質問を間違えましたけど、済みませんけど、教育委員長の立場というのをどのような立場で来賓として迎えているのか。

教育長というのは書いてありますが、これ、教育長は当然わかっておりますから、教育委員長がどういう立場で来賓として出席されているのか、非常に重要なことだと。その辺で、質問事項と、ちょっと申しわけないですけど、間違えましたので御答弁願えればと思います。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育現場における来賓というようなことについての教育長、教育委員長、それから教育委員さんも含めた、そういう位置づけということですが、卒業式、運動会など、学校行事は、各学校が主催者として行っております。そのため、来賓等は、各学校で過去の招待歴などを参考に決定しております。

通常、校区の自治会の関係、PTA、それから学校評議員、民生委員、校区の議員さんもその来賓として招待しているかと思えます。

教育委員会も来賓として招待されておりますので、卒業式としては、教育委員長、教育委員、それから私、それから教育委員会の事務局各課の課長が7つの小学校、3つの中学校に分散して参加させていただいております。立場は、教育委員会の代表として参加しているということです。

これは、瑞穂市は小学校が7校という規模でございますので、他市町、例えば岐阜市なんかは卒業式とか運動会に教育長とか教育委員が出るというふうな、そういった決めはできないというか、同時に、70校、80校に行けませんので、そういうふうなことで、瑞穂市はそういうふうに参加させていただいて、学校現場の様子も見ていただけるということでございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 多くのところは行けない、だから、単独でやる行事に関しては、もう少し教育委員長の位置づけをして、壇上で来賓の紹介をしていただくとか、その辺のことでもう少ししていただいたほうが教育委員会ということに関しての関心も高まるし、そのような方向性がもしとれるなら、ぜひとっていただきたいと思っております、検討していただいておりますか。答弁してもらえますか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現河合委員長さんには、大変現場に出ていただくことを積極的に考えておっております。ただ、やはり施設の管理監督といえますか、そういった立場でございますので、ほかのお客様に比して、ステージに上がるとか、そういったことはちょっと遠慮させていただいているというような状況だろうと思います。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） その辺がちょっと認識と私のずれかもわかりませんが、私としては、それだけ重要な方ですから、やはりプライドと全てを持たれてやられていることですから、私ら議員よりも位置づけというのを、教育に関してはさせていただいたほうがスムーズに行くのではないかなあと思っております。

次に P T A についてですけれども、P T A に関しては、別に P T A の会長がどうだとか、云々とかというふうじゃなくして、僕が聞きたいのは、P T A のうち、教職員が瑞穂市には何名おられて、また職員が P T A に加入しているのか、その辺のことでわかれば、ちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） P T A は、ペアレントとティーチャーのアソシエーションということで、教職員の加入ということにつきましては、常勤の県費負担教職員、教員、それから事務職員、常勤講師は、全員が P T A に加入しております。加入率は 100% でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 加入に関しては自由だというふうに解釈しておりますけど、100% の加入という形であれば、当然教職員の方も、これに関して父兄の方と同等な立場で意見をし、そして学校の教育現場で児童に関してそういう発言をしていただきたい。何か見ておると、P T A の会長さんに頭をぺこぺこ下げているような校長さんが多いように見られますけど、そうではなくして、やはり同じよくするという目標を持っておるならば、いいことも悪いことも物を言

って、そして是正することは是正するような形での運営をしていただくには、全員加入、それは素晴らしいことですが、名目的な加入だけでなく、その辺の運営というのを弾力的にさせていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、みづほ会、堀武君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。午後 1 時30分から再開をいたします。

休憩 午後 0 時07分

再開 午後 1 時32分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

清流クラブ、清水治君の発言を許します。

清水治君。

1 2 番（清水 治君） 議席番号12番、清流クラブの清水治です。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、これより会派を代表して質問をさせていただきます。

清流クラブは、私と河村・古川両議員で結成をいたしました新会派でございます。私ども会派は、広域的な視野に立った都市計画や、さらには人材育成や国際交流といった市の成長モデルを図る取り組みを進めたいと考えております。

今回の会派代表質問では、これに関連した事項で、ＪＲ穂積駅近辺の環境整備について、活気あふれるまちづくりについてと国際交流について、以上 3 点について執行部の考えをお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

これよりは質問席より質問をさせていただきます。

それでは、まず初めに、総合計画の検討課題でもありますＪＲ穂積駅近辺の環境整備についてお尋ねをいたします。

瑞穂市の第 1 次総合計画後期基本計画によりますと、市の拠点にはＪＲ穂積駅であり、ここをまちの顔として位置づけ、よりシンボル性、機能性の高い環境の実現に向け、利便性の向上や駅周辺の整備も行うと書かれております。しかし、商工会が行いました瑞穂市中心市街地活性化構想策定調査報告書によりますと、地域再生は簡単に実現するものではなく、多くの費用と 30年から50年という長期的スパンが必要となり、そのためにも市民合意の形成が不可欠であり、またさらには駅周辺の土地の公有化促進も不可欠であると書かれております。

現在、駅周辺の状況を見ますと、その町並みは決して活気があるとは言えず、空き店舗を活用した商店街の活性化もままならない状態であります。また、駅前ロータリーの改修工事が行われたとはいえ、朝夕の送迎車による渋滞は解消されず、近隣の住民からは苦情が出ていると聞いております。

早期に解決を図らなければならない渋滞の解消も含め、総合計画の検討課題でありますＪＲ穂積駅近辺の環境整備を今後どのような方向性で進めていくべきとお考えか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 白川調整監。

調整監（白河忠良君） 清水議員の御質問にお答えします。

議員が早期に解決を図らなければならないとお考えの送迎車によります渋滞につきましては、当該路線を駐停車禁止に指定すれば解消されるかもしれませんが、それにかわる駐車場を近隣で整備しない限りは生活道路で待機することとなり、今まで以上に地域住民の方々に御迷惑をおかけすると思われまます。

また、送迎車による渋滞の解消を含め、ＪＲ穂積駅周辺の整備に関しましては、平成24年第1回定例会におきましても同様の御質問があり、堀市長から抜本的に解決するためには土地区画整理事業で進めなければならないとお答えしておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） 私どもは、この穂積駅近辺の活性化は、当然今後も続けていく必要があると考えております。また、現在の駅を中心とした整備でまちの顔にふさわしい環境が整うのであれば、経済的にもそれがベターではないかと考えます。

しかし、今後、この整備が簡単に実現するものではなく、長期的スパンが必要であるならば、ＪＲの駅をまちの顔として捉えた場合、別の発想で、現在の駅だけでなく、新駅の設置も視野に入れた計画を行う必要があるのではないかと考えます。

ＪＲの駅は、瑞穂市だけでなく、本巣市や北方町、南は安八町や旧墨俣町なども含めた広域的なまちの顔でなければなりません。仮に新駅が設置できるのであれば、利便性の向上だけでなく、人の交流が生まれ、暮らしやすいまちづくりを進める上においても有効な整備と考えます。

また、駅を起点とした広域的な交通基盤の整備、商業施設や企業の誘致等、多くの利点が考えられます。本当に新駅の設置が可能であるかどうかはわかりませんが、ＪＲの走るこの瑞穂市を、揖斐・長良の両河川に挟まれた地区の中心として捉えるのであれば新駅構想も踏まえた広域的な計画が必要と考えますが、市のお考えをお尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 清水議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

ＪＲ穂積駅周辺の環境整備につきましては、先ほど白河調整監のほうからお答えさせていただきましたとおりでございます。私もこれまでに、この県内のこういったいろいろな自治体の

駅周辺の開発におきまして、いろんなところがされております。そういったところも見ておりますが、全て区画整理事業で整備をされております。やはり市の単独のお金では、抜本的といえますか、環境整備ができません。そんなところが、例を出しますと、各務原におきましては鷓沼駅を初めとしまして、またほかの駅も整備されております。また、多治見市においてもそうでございますし、瑞浪市もそうでございます。そして高山市におきましても、区画整理事業で整備をされておる。やはり区画整理事業でやろうとしますと、どうしても市がそれなりの白地といえますか、市の有する土地をそれなりに確保しなければ、なかなかその地元の皆さんの減歩だけでは、とてもできる問題でございません。

そんなところから、今後の整備におきましては、順次、土地が出ましたら取得をして、白地を持つと、そういう中で順次進めていかななくてはいけない、このように思っておるところでございます。

そんな中におきまして、今、御指摘がございましたように、この瑞穂市の将来像を描くにつきて、この可能性がある限り、あらゆる視点でまちづくりのビジョンを描いていくことは、政治を預かる者の使命、責任だと考えておるところでございます。

そうした視点から考えれば、現在の駅舎が手詰まりの状況が続くとなれば、現駅舎にこだわることなく、全く新しい発想で新駅を設置する方向で将来構想を描いていくことも一つの選択肢であると、必要なことではないかと考える次第でございます。

あるいは、瑞穂市内にもう1カ所、JR東海道線に駅があっても、岐阜西駅と穂積駅の距離が約2.8キロでございます。穂積から大垣までが7.7キロであることを思えば、今は通勤・通学の乗降客が主流の鉄道の利用状況を鑑みますと、あながち不都合な将来構想とは言えないと思うところでございます。となれば、ある程度の面積を有した場所が必要となってまいります。構想として描くとすると、樽見鉄道との接続も視野に入れて考えるのが機能的と思われるところでございます。

いずれにしても、最終的には市民や地権者の理解が得られないことには進められない事業でもあり、かつ相当の事業費も必要となることから、いわゆる産官学連携ではございませんが、公と産と市民とが連携しながら進めないと、とても実現できない事業だと考えておるところでございます。

私ども合併しまして、合併特例債を利用させていただいておりますが、こういった合併特例債がまだ手つかずというようなところございましたら、これこそそういったときに、その社会資本整備総合交付金とあわせてこういう合併特例債を使えば、本当にいとも簡単に可能になるわけでございますが、私どもの合併特例債は、先ほど来から出ておりますように、もうあと十億しかございません。これではとてもできないわけでございます。

議員も御指摘のとおり、瑞穂市にはJR東海道線という大きな有形・無形の公共資源がある

わけでございます、これは瑞穂市だけのものではなく、周辺の駅勢圏内の自治体、いわゆる本巢、北方、安八、大野とも広域的な観点から連携をしつつ、地域活性化の資源として活用する方向で将来像が描いていければよいものと考えているところでございます。

そこで、考えられるのは、樽見鉄道を瑞穂市内で東海道線に接続することにより、岐阜・名古屋方面への人の流れを瑞穂市の中で変えることができましたら、樽見鉄道沿線住民の通勤・通学の足として役割を果たすのみならず、その役割は、大きく変貌する可能性を秘めていると思っております。これが実現可能となり得る場所は、両鉄道が最も近接します横屋あたりが考えられるところでございます。穂積駅から3.2キロ、大垣駅から4.5キロと、両駅のほぼ中間にも位置しますし、先ほど申し上げました樽見鉄道と接近いたしております。

さらには、国道21号にも容易にアクセス可能となる地理的好条件にあることから、さきに述べました広域的に、本巢、北方、安八、大野等にもその意向の調査をしてみたいという思いを持っておることを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） 今、市長のほうから御答弁いただいたわけなんですけれども、ちょうど1年前の定例会でも森議員がこの件につきまして御質問をされていたと思いますけれども、本当に広域的なこういう都市計画、そういったものを踏まえた中で、新しい顔というんですか、まちの顔をつくるためにはそういう新駅も必要ではないかなというふうに考えておりますので、ぜひその調査をされるということをお願いをしておきたいなというふうに思っております。

それでは、続きまして、活気あふれるまちづくりについて御質問をさせていただきます。

近年、美濃加茂市のソニーや大野町のパナソニック等に見られるように、企業の工場閉鎖や撤退が地域に大きな影響を与えています。

また、当市におきましても、2010年に旭化成建材株式会社穂積工場の生産ラインが半減され、これにより少なからずの影響を受けましたことは記憶に新しいところでございます。

今は振興国の成長、ものづくり産業の海外移転、国家間の競争激化など、産業もグローバル化してきております。まさに産業構造変革の時代を迎えております。

市は、総合計画にあります工業、新規産業の振興の中でその取り組みを幾つか掲げておられます。その中で企業の誘致と適正立地についても記述してありますが、今の時代を考えると、企業の誘致は非常に難しいのではないかと思います。

そんな中、今は異業種間交流の促進など、既存企業の活性化に力を入れるべきと思いますが、工業、産業の振興に対する市の取り組みについてお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 林商工農政課長。

商工農政課長（林 良美君） 議員御指摘のとおり、昨今の国内産業、特に工場系の増設は、

増産を目的とするものよりも、主に事業所の再編強化を意図としたものが中心となってきており、現状においては立地件数の大幅な拡大は見込めないものと考えます。

今後は、国内市場の縮小や円高を背景に、企業誘致だけではなく、市内で操業している企業の市外流出を防止するための企業誘致の視点が重要になってくると思います。

平成23年4月1日に施行しました瑞穂市企業立地促進条例を利活用し、来年1月に増設した工場を操業開始する別府所在のG社を初めとし、施設拡大計画のある宝江所在のK社も具体的な計画が進み次第、順次協議を進めるなど、留置施策においても積極的な取り組みを図りつつ、現在計画中の東海環状自動車道西回りルート、(仮称)大野神戸インターチェンジ設置による影響等も勘案しながら、これを利用した物流拠点などの新たな産業集積を多角的な視点から推進し、今後も企業の適正立地に努めていく考えであります。

また、新しい技術や新事業の手がかりを得ることを目的とする異業種間交流につきましては、瑞穂市商工会活動において実践されているものと考えますが、各部会、もしくは各事業所間の連携、相互協力を強化するためにも、必要であれば瑞穂市商工会へ促すなどし、さらなる市内工業、産業振興の活性化を目指していく考えであります。

〔12番議員挙手〕

議長(藤橋礼治君) 清水治君。

12番(清水 治君) 瑞穂市の特徴は、さきに申しましたとおり、JR、それに国道21号線や南北に走る県道といった交通の利便性でございます。これを生かし、地域の活性化を図る取り組みは、商業施設の積極的な誘致ではないでしょうか。

今、日本で話題になっておりますのは、大規模な複合商業施設でございます。こういった大規模集客施設は、都市計画法を中心とした法の規制もあり、簡単に整備できるものではないことは承知しておりますが、消費者の価値観が多様化してきた今、それに応えることのできる商業施設の存在は、地域に多くの経済効果を生み出す可能性を秘めています。商業施設の誘致に対する市の考えをお尋ねいたします。

議長(藤橋礼治君) 鹿野都市開発課長。

都市開発課長(鹿野政和君) ただいま御質問の、瑞穂市がJR、国道21号等、非常に交通の要所でありまして、それらを使った商業施設の誘致について、市の考えはという御質問だと思います。

現在、瑞穂市では犀川地区、これは土地区画整理事業で行った場所ですが、プラント6、それから国道21号線ですとドン・キホーテが進出し、今現在、計画中でございますが、名古屋紡績跡地につきましては、カーマが進出したいというようなことで、今、計画を立てているということは御承知のとおりだと思っております。

先ほど市長が申し上げました、新駅の将来構想等を描いていく中で、それらの商業施設の誘

致ということにつきましても、JR、それから国道21号と、非常に交通の要所であるということから、繰り返すようですが、基盤整備が後戻りしないような土地区画整理事業等の基盤整備を整えた上で、民間の開発事業を誘致するような方法が最適かというふうに考えております。

いずれにしましても、議員御質問のように、市民合意の形成のもとということで、そのような施設の立地につきましても、地権者の土地利用の意向を把握しまして、それにつきまして積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） 今まで申し上げましたとおり、新駅の可能性も含めた交通基盤やインフラ整備、さらには大型複合商業施設の誘致など、こういった広域的な都市計画構想、これは夢ではなく、本当に現実に実現できるよう、私たちもいろいろ考えていきますので、今後とも、よろしく願いしていきたいと思えます。

それでは、次に国際交流についてお尋ねをいたします。

三重大大学の児玉克哉教授は、地域の成長モデルをつくる施策として国際交流を推進されています。エネルギーや食料など、諸外国とのかかわりなしで生きていけない我が国にとりまして、一人一人が国際感覚を養うことは非常に大切なことです。

また、国際交流が経済、教育、文化、スポーツなどに寄与することは皆様方御承知のとおりでございますし、こういった交流は、国際社会の貢献や国際平和につながります。

そんな中、今は事業連携や地域商業活動の連携を図るべく、自治体が率先して国際交流の扉を開く時代を迎えております。

ただ、残念なことに、まだ日本では地域レベルの国際活動が大きな広がりを見せておりません。これは、国際活動の担い手である行政、NPO、企業、さらには個々に豊かな経験や情報を有している個人などさまざまですが、これらがうまくつながっておらず、社会全体のものとして共有化されていないのが要因とも言われております。

瑞穂市でも官民の協働ネットワークを形成し、富有柿や米といった農産物、また産業等の市場開拓を図る効率的な事業展開や人材交流といった戦略的な国際交流を進めるべきと思えますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） ただいまの清水議員の国際交流の御質問にお答えさせていただきます。

実は私も三重大大学の児玉教授の考えを少し調べてみました。地域の成長施策としての国際交流、その考え方によりますと、現在、地方都市こそ新たなまちづくりや市民協働を展開するためには、「国際化」がキーワードであると考えられております。

さらに、児玉教授は、アジア諸国との国際交流を主張されております。アジア諸国は、このところ高度に繁栄しております。また、大きなリスクも抱えておりますが、地方自治体が国際交流を行うことによって、一緒に、同時に平和の維持も築くことができるというものです。この国際交流は、地方自治体の中でも大都市ではなく地方都市を提唱されております。

さきの9月議会の一般質問でもお答えしましたが、地方公共団体が行う国際交流事業の意義は、御存じのとおり、経済、福祉、教育、文化、スポーツなどであり、人の交流、文化の交流、経済の交流、産業技術の交流を通じて地域が交流相手から学ぶことで地域の特性や地域の産業、経済を振興する役割がございます。

また、自分たちの地域の文化、歴史のよさを再認識したり、さらに地域の活性化、多文化共生という住民の意識改革、相互理解の深化が期待をされます。

国際交流、国際協力の先導的な役割を果たすのが行政だと考えておりますし、市民のニーズを見きわめながら、市民参加型の国際交流と回答しております。

そこで、市民のニーズや参加型についてですが、実は11月3日、4日の巢南庁舎の一带で行われました「みずほふれあいフェスタ2012」では、ことしは朝日大学の留学生の別科の皆さんによる出店ブースがありました。各国の民俗衣装を身につけられた学生さんが十数名で行き交う人にお茶を振る舞いながら話しかけたり、いつものフェスタとは違う様子を見せていました。

また、2日目の4日のお昼ごろには、一番人が集まる時間帯には、国際交流のイベントとして朝日大学の留学生さんによるパフォーマンスショーがあり、各国の歌声や日本の歌、楽しいトークなどを披露して、来場者を愉快地楽しく和ませていました。このような交流活動の積み重ねによって市民の国際交流化が図られていくものだと感じました。

したがって、国際交流を推進するには相手を知ること大切になります。国であれば相手を知ること、風習や文化を理解しないと、ひとりよがりな国際交流にもなってしまいます。

さらに、市民と留学生や企業で働く外国籍の方と交流する場を企画、提供することも多文化共生のまちづくりの一つであると考えています。

このような機会から市民の理解を深めながら、引き続き、財政状況や国際交流の基盤づくりを進めながら慎重に検討すべき事項であると考えております。

以上で、清水議員への答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） ふだんからこういった海外とか、国際的な視野を持ってみえる市長さん、何かお考えがありましたら聞かせていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 国際交流に関しまして、清水議員から御質問いただいております。

今、企画部長のほうからいろいろ答弁をさせていただいたとおりでございます。先ほどの堀議員の将来ビジョンの中でも、グローバル化、まさに国際化時代であるということが、私も平成元年に国際化に向けた人づくりが大事ということで、いわゆるALT（英語指導助手）を外国から招きまして、保育園に1名、また小学校に1名、中学校に1名と、こういう国際化に向けた教育にも取り組んできたところでございます。

この国際化、今、この日本の経済状況がこういうふうでございまして、こういうことを進めなくてはいけないと思うところでございますが、なかなかです。それでは、どの国と何を交流するか、こういうことになってくるわけでございまして、先ほどもございましたが、経済、教育、文化、スポーツを通じ、こういうことも言えるわけでございますが、さらには、富有柿やお米といった農産物の関係のあれもというところでございますが、こういうことにおきまして、やはり一つの単独の市では、とてもそれだけの量があるわけでございせんし、なかなかこれは難しいわけです。こういうことにおきましては、ジェット口、国の機関を通じまして、県単位ぐらいですべきではないかと思っておりますのでございます。

この市として単独では、それでは何があるかというところでございますが、こういったことにつきましては、先ほど御質問の中にございます、市民個々には豊かな経験や情報を有しておみえになる個人の皆さんもあるわけでございます。こういう関係から、実際に議会の中にもそういう方もお見えになるわけでございまして、できれば議会としても調査をしていただきまして、そういう調査なら、私もぜひとも一緒に参加をしたいと思っております。そういうことが実際、自分たちでもその開拓を、その交流の関係で開いていただければということになれば、また話も変わってくるわけでございます。

私は十分に聞く耳は持っておりますので、そういうことでもできて、議会のほうからそういったあれで御提案がいただければ、これは本当にもろ手を挙げてそういったことも進めていきたい、このように考えております。そういった道にたけた方もお見えになりますので、ぜひともそういう御研究もいただいて、御提案を逆にいただければ市としてもありがたいと、このように思っております。もちろん、それには私も参加させていただきたい、こういうふうにお思っておりますのでございます。その点、よろしく願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

12番（清水 治君） 今、市長が言われましたように、我々会派でも、こういった国際交流について、これからいろいろ提案をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

最初に申しましたように、広域的な視野に立った都市計画や、さらには人材育成や国際交流

といった市の成長モデルを図る、これらは当会派が考えております取り組みの要点でございます。経済性や法的な制約からも困難を伴う構想と思いますが、ぜひ夢ではなく、現実として取り組んでみたいとの思いから、きょうは執行部にお尋ねしたところでございます。どうもありがとうございました。

これにて、清流クラブ、会派代表質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上をもちまして、清流クラブの清水治君の質問は終わりました。

続きまして、新生クラブ、若園五郎君の発言を許します。

若園五郎君。

14番（若園五郎君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五郎。

議長の発言許可を得ましたので、新生クラブを代表しまして質問を行います。

瑞穂市の医療について一般質問を行いますけれども、その初めに、瑞穂市の一般会計予算は、平成23年度は157億148万円でございます。その中で民生費の歳出予算は、平成23年度は52億8,000万円、前年度対比をみますと、1億5,000万の増でございます。そうした中で、目的別歳出予算で、民生費は一般会計の3割の支出でございます。

そうした中で、高福祉、低負担の施策が市長の考えでございますけれども、3年ぶりに地方税が伸びたものの、市民の生活は景気低迷で厳しいものがあります。このため、平成23年度の国民健康保険予算は35億、後期高齢者医療は30億、福祉医療の助成は5億7,000万ということで、医療費の予算合計は71億8,500万円でございます。

そうした中で、医療費の総予算の検証と市の医療に対する財政運営、市民の医療負担が適正に行われているのか、今回の会派代表の一般質問を行わせていただきます。

質問につきましては、質問席で行います。

瑞穂市の医療費について、国保、後期高齢者医療、そして福祉医療について、医療全体の現状と今後の方向性について質問を行います。

まず国保税でございますが、この保険は、社会保険に加入していない人や、自営者、失業者の方、退職された方で後期高齢者医療に加入するまでの間に加入するものであります。もとより、財政基盤が弱いものであり、かつ被保険者の国保税負担割合が高くなっております。保険税の未納や保険給付が増加して、さらに国保税の負担が重くなる、いわゆる悪循環となっております。

高田市民部長にお尋ねしますが、平成24年度の国民健康保険の運営状況について、1つ、被保険者の状況はどうなっているか、お尋ねします。

2番、保険給付費の状況はどうか。

3番、平成24年度において国保税を改正しているが、どのように推移しているか、お尋ねします。

4番、今後の国保運営状況の方針はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 若園議員から、瑞穂市の国民健康保険の運営状況についてのお尋ねでございます。

まず、第1点目の被保険者数の状況についてでございますが、各年度末の人数で申し上げますと、平成20年度が1万2,727人、21年度が1万2,743人、22年度が1万2,846人、23年度が1万2,612人と、平成22年度までは上昇傾向で、平成23年度には若干の減少となっております。これは、瑞穂市が75歳到達で後期高齢者医療保険に移行する人数の方々より団塊の世代の方々の社会保険の喪失や、経済低迷により被用者保険からの加入者、転入者等によるもので、国民健康保険への加入者が多くなっております。また、瑞穂市において、この状況は当分続くものと考えております。

2点目の保険給付費の動向についてはどうかということでございますが、数字的には医療費総額10割換算の数字で御報告を申し上げます。平成20年度は32億2,896万4,000円、平成21年度は33億2,737万2,000円と、前年比3%の伸びを示しております。平成22年度は34億322万9,000円、前年比2.3%の増、平成23年度は35億5,074万5,000円、前年比4.3%の伸びを示しております。平成22年度までは2%から3%と比較的緩やかな上昇傾向でありましたが、平成23年度においては4.3%と高い伸びになっております。また、今年度、24年度に関しましても、10月末におきまして18億3,037万3,000円、前年同月比で比べてみますと、2%増の伸びとなっております。

次に3点目、平成24年度の国保税改正後の状況について、その後どのような状況かというところでございますが、御存じのように、平成24年度に税率改正をいたしました。被保険者の応能・応益の負担を調整し、さらに公平にするものであり、その内容につきましては、医療分の所得割率を6%から5.7%へ減少させ、資産割率を30%から28%に、これも変更いたしました。後期高齢者支援分の所得割分につきましては1.65%から1.85%に増とし、介護分については1.6%から1.7%に、これも増というふうに変更いたしましたところでございます。

その結果、現年度保険税の予算額といたしまして11億6,843万2,000円となり、前年に比べますと、約2,077万円の減額となっております。税率を変更することによりまして、医療分、後期高齢支援分、介護分の応能・応益割合を理想とされます50%、50%に近づくようにするものでございます。

その結果を御見ますと、平成23年度の医療分の応能・応益割合、これが52.09%と47.91%でございましたが、平成24年度におきましては50.94%と49.06%に、後期高齢支援分の平成23年度の応能・応益割合は46.72%と53.28%でしたが、平成24年度は49.88%と50.12%です。介

護分につきましては、平成23年度の応能・応益割合は44.12%と55.88%が、平成24年度は50.94%と49.06%と好転しております。

さらに、最後に4点目、今後の国保運営の方針についてのお尋ねでございますが、医学・医療技術の進歩と高齢化の進展によりまして、医療費の増大というものは避けることはできないというふうに考えております。健康の保持増進、疾病予防、早期発見の促進、後発医薬品の利用普及などを図り、さらに利用者お一人お一人が医療費削減に対する意識を高めていただくこととあわせて、医療費の増加をいかに抑制するかが重要と考えております。また、特定健診やすこやか健診の受診者拡大などとあわせ、健康に暮らせる瑞穂市づくりを目指し、被保険者の負担と給付のバランスを安定するよう、健全な国保運営に努めてまいるところでございます。

しかしながら、国保財政につきましては、瑞穂市も含めて各自治体ごとの運営という、この形態では限界もございます。今後も国民皆保険体制を堅持するためには、都道府県単位での運営推進を目指すために、平成18年10月より保険財政共同安定化事業が実施されているところでありまして、高額医療費共同事業の継続とあわせて、都道府県内の市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡充が図られてきたところでございます。

さらに、平成22年の国民健康保険法の改正では、市町村国保の都道府県単位化を進めるために、都道府県の判断によりまして広域化等支援方針が策定できることになり、平成24年11月末で、全国では46都道府県で策定が完了しているところでございます。あと1県が、まだ策定が完了していないという状況でございます。

これらの動きとあわせまして、平成24年の国民健康保険法の改正によりまして、平成27年度からは保険財政共同安定化事業は、現在は30万円以上が対象でございますが、これが1円以上となります。事業対象を全ての医療費に拡大して、財政運営の都道府県化が推進される状況ということになっておるところでございます。

また、全国市長会におきましても、11月15日開催の理事・評議員合同会議におきましても、社会保障制度改革国民会議に医療保険制度の一本化に向けて、国保の保険者を都道府県に見直すよう求めるとともに、施行時期の明確化を要請しているところでございます。

以上で、第1点目の答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 次に、後期高齢者医療費についてお尋ねします。

75歳以上の保険制度である後期高齢者医療制度が開始されまして4年目を迎えております。こちらは、全県下1つの大きな広域連合で実施しているところでございますけれども、全県下1つという単位で行う広域化のメリットは、まず合理化があると考えますが、逆にデメリットは、一体瑞穂市の75歳以上の医療費はどうなっているのか、ふえているのか、あるいは健康で

減少しているのか、後期高齢の医療費について市民部長にお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 後期高齢者医療の状況でございますが、高齢化に伴いまして、若者に比べて医療にかかる機会も多く、また医療費のほうも若者に比べてかかっておるとい現実がございます。そうしたところで、平成20年度よりスタートいたしました後期高齢者医療制度でございますが、瑞穂市においての被保険者数は、平成20年度は3,510人、平成21年度は3,669人、平成22年度は3,806人、平成23年度は3,966人と、毎年140人から160人の増加でございます。また、これは今後も高齢化の進展により増加傾向が続くものでございます。

さらに、この人数がふえると同時に医療費も増加傾向でございます。こちら医療費総額10割の数字で御紹介申し上げますと、平成20年度は21億5,242万4,000円、平成21年度が26億3,113万3,000円で前年比22.2%の増、平成22年度は28億7,620万4,000円で前年比9.3%の増、平成23年度は30億6,537万6,000円で、前年比6.6%と増加をしております。

こちら、この後期高齢者医療制度は、患者負担を除いた医療費を加入者の保険料1割と公費5割、現役世代が加入する各健康保険、健保組合とか協会けんぽ、共済、国保、これらの各健康保険者からの支援金4割で運営されておるところでございます。こういったところから、この医療費の増加に伴いまして、各保険者の負担も増加し、各保険者の運営を圧迫している状況が現状でございます。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 国保、あるいは後期高齢、福祉医療、3つの大きな医療費の質問になりますけれども、最後に、関連の再質問を行います。

3番目の福祉医療費助成費についてお尋ねします。

平成24年度の福祉医療費の助成費の状況についてどのようになっているか、お尋ねします。

中でも、乳幼児、市単独の状況はどのようになっているか、お尋ねします。

3番目、今後の乳幼児、市単独の方針はどのように考えているのか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 福祉医療費でございますが、こちらの助成事業は、平成24年度の福祉医療費助成費でございますが、まず乳幼児医療の中には就学前の県単事業と就学後から義務教育終了前までの市単独事業の、この2種類がございます。

まず、就学前、県単部分の対象者でございますが、各年度末の数字で比較いたしますと、平成22年度末で3,937人、平成23年度末で4,059人と増加しております。現在の24年10月末現在、3,830人、まだ年度途中でございますので前年度対象者数は届いておりませんが、ただし、前

月同月比で見ますと0.2%の増加と、微増傾向でございます。これらに対する扶助費でございますが、平成22年度は1億4,740万9,161円、平成23年度は1億5,037万8,208円と、2%の増でございます。現在、24年10月末までは8,024万6,489円と、対前年同月比で見ると、マイナスの5.6%でございます。

次に、乳幼児の市単独事業分、小学校1年生から中学校3年生までの部分でございます。対象者数は、平成22年度末で4,584人、平成23年度末は4,658人と増加しております。こちらは、24年10月末においては4,741人、前年の同月と比べますと2.1%の増加傾向でございます。

扶助費におきましては、平成22年度は1億3,924万6,913円、平成23年度は1億6,341万9,261円と、17.4%の急増でございます。平成24年10月までの数値は9,755万8,747円と、対前年同月と比べますと、マイナスの1.4%の状況でございます。

御質問の市単独部分の状況について、さらにちょっと詳しく報告申し上げますと、各年度末での受給者数支給額1人当たり額で数字を申し上げます。平成19年10月から始まりましたが、この時点では半年分で4,363人で約5,000万円、1人当たり1万1,485円、年間を通しての支給対象となった平成20年度末では4,446人で1億2,770万円ほど、1人当たり2万8,692円でございます。こちらは、その後、平成23年度末では4,658人で1億6,300万円、1人当たり3万5,162円。事業開始の平成19年度末の受給者が4,363人が平成24年10月末では4,741人となり、5年間で378人の増加、8.7%の増加となっております。

扶助費は、平成20年度の支給額1億2,773万円が平成23年度で支給額1億6,341万円と、3,568万円の増額でございます。率にして27.9%の増額でございます。1人当たり額につきましても、平成20年度で2万8,692円が平成23年度は3万5,162円と、6,470円の増額、率にして22.5%の増となっているところでございます。

平成24年10月までの受給者数、先ほどもちょっとお話しいたしましたが4,744人で、前年比100人増、2.2%増、扶助費は9,755万円で、前年比130万円の減、1.3%の減という状況でございますが、今後、感染症胃腸炎（ノロウイルス）、こちらの流行が今まで以上に高い伸びで示しておるところでございますが、さらに寒くなってまいりましたのでインフルエンザ等の罹患が予想されるところから、前年度を上回る医療費の可能性もあると考えておるところでございます。

今後の乳幼児、市単事業、医療への方針ということでございますが、対象人口につきましては、企画財政課が出しております人口統計資料で見ると、緩やかに減少し、その後も減少を続けるというふうに想定しておるところから、扶助費も同様に緩やかに減少していくと見込まれます。必要な少子化対策といたしまして、今後もこの制度を継続していきます。ただし、医学、医療技術の進歩によりまして医療費の増大も懸念されます。こうしたことから、扶助費の動向には注視が必要と考えているところでございます。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 関連の再質問ですけれども、国民健康保険につきまして被保険者がふえていくことは、市の国保にとっては運営上好ましいと考えるか、どのように考えているか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 被保険者数がふえていくことについてというお話でございますが、御承知のとおり、国民皆保険制度の中で国民健康保険の立ち位置といたしましては、協会けんぽや健保組合、共済保険と並列で並んでおるところでございます。受け皿の立場でございますが、健保や共済の保険者は、保険料については給与からの天引きということもあって運営も比較的安定をしているところでございますが、しかしながら、国民健康保険につきましては、他の医療保険に属さない人全てが被保険者となります。また、保険税として徴収することから、滞納も発生しているところでございます。その意味では、加入者が増加するのは不安定な要因でございます。ですが、若い世代の転入や他の医療保険からの転入にいたしましても、その被保険者が健康で医療費も少なく、さらに適正な保険税の税収があれば好ましいとは考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 保険給付費が平成23年度と24年度と見た場合、給付費が伸びていますが、原因はどちら辺にあるか、その分析についてお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 給付費の伸びの原因をどのように分析しているのかという御質問でございますが、23年度の件数の伸びにつきましては、1件当たりの費用額の、例えば100万円から200万円の方々が対前年比19件増で227件、これは9.1%の増、200万円から300万円の方々の対前年比19件の増で37件、これは105.6%の増でございます。さらに、400万円以上に関しましては、対前年比4件増で8件、200%の増加になっております。これらの件数の増額とともに、費用額の伸びも当然ございまして、100万円から200万円の方々の対前年比が2,000万円増で3億円、200万円から300万円の方々が対前年比5,000万円増で9,000万円、400万円以上に関しましても2,000万円増で4,000万円と、大幅に高額の医療費の件数と費用が増加しているのかわかると思います。これらにつきましては、心疾患、脳梗塞、さらに悪性新生物などの高度医療に伴う増加によるものでございまして、24年度も同様の傾向が続いているものと考えております。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 国保税ですが、前年度より2,000万円ほど減額になっておりますけれども、国保会計の運営上、支障は来していないか、お伺いします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 24年度に国保の税率を改正いたしましたことにより、先ほども答弁の中でお話ししましたが、2,000万円ほど減額になっておるところでございます。23年度におきましては、基金からの繰り入れ、繰り出しすることなく、今年度、24年度へ2億9,500万円を繰り越しをしたところでございます。これについては徴収率が向上したことが大きな原因と考えているところでございます。今年度も前年度同様に、この徴収率が上昇している、徴収努力をしていることから、現在の医療費が2%の伸びを示しておるところでございますが、この伸びが落ちついていけば問題ないというふうに考えておりますが、今後の医療費の動向には注意が必要というふうに考えております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 先ほども言いましたが、国民健康保険の予算は35億5,000万円でございます。そうした中で、9月定例会でも広瀬武雄議員より一般質問がありましたが、後発医薬品の利用促進についてどのように図っていくのか、取り組みについてお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 後発医薬品、ジェネリック医薬品ということでございますが、現状におきましては、自治会へのパンフレットの回覧や、保険証の一斉更新のときに、後発医薬品の利用促進について記載のあるパンフレットを同封しているところでございます。

これらの取り組みにプラスして、来年度の予定といたしましては、後発医薬品利用差額通知を実施したいと考えております。

また、今後、後発医薬品希望カードの発送など、別的手段等もございまして、これらを研究、検討していきたいと思っております。そうしたことによりまして、後発医薬品に関する一般利用者の方々への知識の一層の浸透を図っていきたく。一人一人が医療費について、今よりも関心を持っていただけるよう啓発を推進していきたいというふうに考え、計画をしているところでございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 後発医薬品の利用促進というのは、国保会計の歳出予算を抑制し、医療費を抑えるという意味の質問をしておるんですけれども、後発医薬品を利用するためには、

受診のとき、本人が申請すれば、それは薬局、あるいは先生に認められれば後発医薬品がもらえるのかどうか、確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 今、若園議員がおっしゃったように、担当の主治医の先生が、これは後発医薬品でもいいよという判断をされれば、その申し出によってそのようにされますし、まだこの症状については後発医薬品ではだめだよという主治医の判断もあるかと思いますが、それぞれの利用者の方々が担当の主治医の先生に御相談いただければ、できるものについては先生の判断でやっていただけるものと考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 国の生活保護世帯の方の医療の受診についても、率先して後発医薬品を促進するというような内容も聞いています。今後とも、後発医薬品のパンフレット、あるいは本人受診のときにそのように申し出るようなPR等の推進をお願いしたいと思います。

続きまして、国保で関連ですけれども、早期発見の促進ですけれども、どのように図っていくのか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 早期発見の促進についてでございますが、健診・検査をしていただくのが一番であると思いますが、瑞穂市において健康推進課が進めております30歳代健康診査とかがん検診などとともに、特定健診、すこやか健診等、受診率の向上によりまして、市民各個人の健康増進、維持への動機づけが重要というふうに考えております。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 年々国保会計の予算が上がっていくということは、高度の医療の増額ということで答弁の中でございましたんですけれども、この早期発見について、30歳代健康診査、あるいはがん検診、あるいはすこやか健診等の受診の向上に今以上の努力をお願いし、国保会計の全体予算がこれ以上上がらないような推進もお願いしたいと思います。

平成22年度の収入未収額4億3,700万、そして不納欠損額が6,800万円、平成23年度の収入未収額が3億6,200万、不納欠損額が9,000万ということで、国保会計の予算の1割が国保税が未納であるというのは、いろいろと未収額、あるいは不納欠損で国保税を確認したところでございますが、国保税が未納であるために、その国保税の上がる要因と考えています。どのように国保税を下げる、あるいは不納欠損等の徴収を上げるか、考え方、方策をお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 議員御指摘のとおり、未納額が大きいと国保税を上げる要因となることは、御指摘のとおりだと思います。また、そういったところから、以前から庄田議員からもいろいろ御指摘をいただいておりますが、市税等収納プロジェクトチーム、こういったところで国民健康保険税担当も当然参加をし、この徴収率の向上に努めておるところでございます。

22年度からこのプロジェクトチームを立ち上げ、活動してまいったところでございますが、現年度徴収率において平成22年度は90.61%から平成23年度は92.24%と1.63%の増加、滞納繰越分に関しましては、平成22年度は10.44%から平成23年度は17.90%と、7.46%の増加を見たところでございます。この時点でのこの上昇率は、県下各市の中では一番の上昇率を上げたところでございます。また、こういった成果を今年度も順次上げつつあるというふう感じておるところでございますが、今後とも、このプロジェクトチームの職員を中心に、職員に高い徴収意識が波及していくように徴収事務に取り組んでいるところでございますが、前議会で若園議員からもプロジェクトチーム等の今後の動きについて御質問をいただいたところで答弁をさせていただいておりますが、今年度はマニュアル、税以外の料への、国保税も含めて、そういった担当課も含めての徴収のマニュアルをつくり、瑞穂市全体で徴収率アップの取り組みを進めているところでございます。その折にも答弁をさせていただきましたが、来年度、債権管理条例等、そういったことの制定も視野に入れながら、この徴収について、さらに職員一丸となって取り組んでまいりたいというふう考えておるところでございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 9月定例会の一般質問と重複するところがございますけれども、国保の23年度の1年間の未収額が3億6,200万、何回でも言いますけれども、国保の予算が35億5,000万、答弁の中で1割が未収になっているということがございますけれども、これから平成25年度の市長査定に入っていくわけですけれども、今現在、この取り組みですね、どこまで進んでいるか。9、10、11、12、あるいは新年度に向けての取り組みは、債権管理条例制定に向けて取り組むということですが、初年度予算に先進地である高浜市を視察に行くのか、そこら辺、再度ちょっと、市長査定の前に高田市民部長の心の思いを説明願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 先進地の視察ということ自体に関しては、プロジェクトチームの中では、現実的にはまだ考えておりません。いろんな資料等を取り寄せ、さらに情報は入ってまいりますので、今のメンバーの中でそういった全国の動き等を勘案しながら、十分今の職員体制の中でもやっていける人員がそろっているというふう考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 市長がいつも言ってみえるように、現場へ行け、一遍先進地視察に行けという言葉がいつも言われるんですけども、考えてみますというより、考えてほしいんです。今言っている国保税だけじゃなくて、教育委員会の給食費、あるいは水道課の水道料金、あるいは国保税、あるいは今言っている税、固定資産税とか、税、料がつくのは全て、市民部長も御存じですけども、実際にいろんな市町へ行くことによって、確かに税収の取り方、あるいは裁判所へ行く手続、あるいは督促状によって債権の延長がかかるということ、市民部長がトップとして、教育次長、あるいは都市整備部長、あるいは税務課の課長等が一連の税、料を理解するためには、実際に先進地へ行ってきて、瑞穂市はこういうやり方でやっているがどうかということをするためにも、ぜひとも先進地へ行って勉強してきてほしい。すばらしい、今、市民部長の考えがあるので行きませんじゃなくて、行ってきてほしいということをお願いしたいです。再度答弁をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 必要なところは職員は見てこいと、大変心強い言葉をいただいたところでございますが、今後、査定の中においても、また議員のこういった意見も参考にさせていただきながら、査定交渉の中でも検討していきたいと思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 国保給付費が昨年度より増加していますけれども、今後の国保の税率についてどう臨んでいくか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） この24年度の国保税率を改正するに当たりまして、2年周期、24、25、次は26、27という2年周期で短期に見直していくと。動向を中・長期に見ておっちは、なかなか対応が難しいということを考えておりましたので、今後は2年周期で国保の税率について検討してまいります。来年度、25年度において、26、27への保険税率の改正、このままでいいのか、また改正しなければならないのかという結論を出して進めてまいります。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 国保の基金の活用についてお伺いします。どのようなときに、どのように対応していくか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 基金の活用についてのお尋ねでございますが、基

金につきましては、保険給付の費用不足に充てるための基金は御承知かと思いますが、適正と思われる以上に基金を積み立てる必要もございませんので、今後、運営上、余裕があれば保険税の抑制にもつなげていけるような活用も検討していきたいというふうに考えております。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 福祉医療について関連の再質問を行います。助成額の削減のために、多受診等への啓発はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 多受診等への啓発というお尋ねでございますが、保育園、幼稚園、小学校、中学校、年度当初に1回、適正な受診のお願いの案内文を園児・児童・生徒を通じて各世帯に渡しております。

また、各保険者からは医療費通知が届くと思いますが、受診をされた場合、その医療費通知が届きますが、よくごらんになっていただきますと、その中にも適正受診という一文が載っております。こういったことも頭の隅に入れていただければなというふうには思っております。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 今以上にいろいろと計画発案により、多受診への適正な受診の啓発をお願いしたいと思います。

福祉医療の中の市単独事業分について、一部負担ですね、今、無料化ですけれども、例えば児童手当であれば国の施策ですけれども、所得制限で規制されているんですけれども、福祉医療についての所得制限を、今後、制限していくのか、その方向性を確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 福祉医療への所得制限等についての考えですが、少子化対策の施策として始まった事業でもございますし、今後の扶助費、乳幼児の対象者数を考慮しながら検討が必要でございますので、早急にそういった制限が必要ということは今現在は考えてはいませんが、議員御指摘のように、そういった一つの例として、児童手当の所得制限のようにとるという方法も一つの手法とは考えますが、今現在、早急にそれを取り入れるということはまだ考えておりませんが、今後の医療費の動向によってはそういった手法もありかなというふうには考えております。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 国保税、あるいは後期高齢、あるいは福祉医療、今現在、全部保険料を足しますと、77万が最高額で負担していますので、今後、高所得者、あるいは高収入についても、そういう医療費の今後の伸びがどんどんいろいろと変化していきますけれども、あれば一つの方策としてお願いしていきたいというふうに私は思います。

高福祉、低負担の市長の施策でございますけれども、乳幼児医療費が平成22年度は2億8,000万円の市の助成をしています。平成23年度は3億1,000万円の助成をしております。毎年、3億の助成をしているわけですが、どのように考えているか。ゼロ歳から5歳、小学校1年生から中学生の乳幼児の就学関係の助成についてお伺いします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 乳幼児医療につきましては、県単部分と市単部分の2つがあるというお話をさせていただきました。県単部分につきましては、23年度で就学前は1億5,000万円ほどかかっていますが、このうち県補助が今は10分の4.5ですが、本来は2分の1が県補助でございます。市単部分は、平成23年度が1億6,300万と、これは市単独事業分ですので丸々の持ち出し部分でございますが、こうした取り組みにつきましては、ほぼ県内市町村が同様の施策を実施中でもあり、また少子化対策としても必要不可欠と考えております。対象者数は、今後、少子化の進展に伴いまして緩やかに減少していくものというふうに考えておりますので、この施策そのものは今後も継続が必要というふうに考えておるところでございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 今回の瑞穂市の医療費、新生クラブ代表で医療費についての質問をさせていただきましたが、私のまとめとして、また提言として、今後取り組みをお願いしたいと思います。

最後になりましたが、先ほど質問の中でも、繰り返しますが平成23年度国民健康保険税の総額予算は35億5,000万、後期高齢者医療の予算は30億650万、福祉医療費の助成ですが、ゼロ歳から15歳、助成費3億1,300万、そのトータルをしますと68億6,900万、その中で法的に認められている市のほうの一般会計、特別会計へ入れておる金額は6億9,000万円でございます。今後も、一般会計の繰り出しも増大していくものと考えています。先ほど言いました国保税の23年度の保険料の一番高い人は73万、平成24年度は77万でございます。そうした中で、国保税の1世帯の平均の国保の負担は18万8,000円でございます。いかに医療費の個人保険税の負担の軽減をするかが施策であり、今後も必要であると思います。

1つ、国保税の負担額を減らす施策は、先ほども高田市民部長から説明がありましたとおり、年間3億6,000万の国保税の滞納者を未納にしておる。その施策として、先進地を視察し、債

権管理条例の制定、そして債権管理マニュアルの作成、収納対策プロジェクトチームの徴収強化を、いま一層図っていただきたいと思います。

2番、瑞穂市の繰入金の中のトータル3億1,300万を減らす施策については、いかにお医者さんにかからない方法ということで、事前に健診をするとか、あるいは後発医薬品の啓発に努めるということでございます。また、後発医薬品については医師との、受診されたときには患者さんから、国保税を下げるための自己負担の軽減を図るために、より一層の所管の啓蒙活動を個々にお願ひしたいものでございます。

平成22年度の決算の瑞穂市の自主財源は、全体の割合、自主財源、22年度は57.5%、ところが平成23年度は54.5%ということで、瑞穂市の全体予算の中で自主財源が年々減少しておる傾向でございます。

そうした中で、平成23年度対比、扶助費が年々上がってきます。年間2億7,000万の増額、それは財政力指数、過年度でございますけれども、平成22年度は0.795、平成23年度は0.779で、年々財政力が下がるのが瑞穂市の現状でございます。

そうした中で、平成23年度の市町村の普通会計決算書、これは県の市町村課によりますと、瑞穂市は健全財政の順番からいえば、21市のうち5位でございます。先ほど言いました平成23年度の財政力指数は0.779で、22と23年度の財政力が5番目から6番目、1つ、21市で下がっております。

そうした中で、今後も健全財政の施策が必要と思っておりますので、今後とも、市民の方々は、高福祉、低負担を望んでいるところでございます。瑞穂市の平成24年度の人口は、5万2,000人です。県の人口推計によりますと、平成32年度は、人口5万131人です。平成37年度においては、人口4万9,354名でございます。そうなれば、10年後、15年後には人口が減少してまいります。今後も、医療費の増額に向け、市の医療費の負担、減額に向けた施策を市長と一丸となって、各所管、しっかり取り組みをお願いし、以上をもちまして、新生クラブ代表質問、瑞穂市の医療費の状況について一般質問を行いました。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上をもちまして、新生クラブ、若園五朗君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時25分から再開をいたします。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時26分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

公明党、若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党、若井千尋です。

藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って順次質問をさせていただきます。

す。

今回の質問の1点目は、防災関係について。全国瞬時警報システム通称J - A L E R Tのトラブルが全国で相次いでいますが、当市の状況を確認させていただきます。さらに、くらしの便利帳に関連して。2点目は、リース方式による公共施設へのLED照明の導入について。3点目はレアメタルなどの回収、リサイクルの取り組みについての3点を質問します。

以下は質問席より質問させていただきます。

最初の質問です。

防災関係についてということで、1カ月半ほど前になりますが11月1日の岐阜新聞の記事より、「J - A L E R T、またトラブル」という見出しがありました。

総務省消防庁は31日、地震や津波、テロなどの緊急情報を国から地方自治体に伝える全国瞬時警報システムJ - A L E R Tの再訓練を実施した。共同通信社の取材では、参加128市町村のうち、加茂郡白川町、群馬県高崎市、高知県土佐市など11市町村で防災行政無線から音声の流れなかったなどのトラブルがあったと報じております。

最初に伺います。このシステム、当市は問題なかったでしょうか、ちなみに確認ですけど、このシステムにかかる当市の予算はどれぐらいかかりますか、お聞きします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 12月の広報で、実をいいますと明日J - A L E R Tの試験電波をとという話でしたですけれども、北朝鮮のミサイルの問題がありまして先日の5日実施をいたしました。既に5日の10時と10時20分に2回の試験放送を行いました。2度とも一応正常に作動しました。実をいいますと、この前皆様方に御理解をいただいて防災行政無線の親卓を今年度改修しておりますので、改修したすぐということで、正常に作動したということでとりあえず安堵しておるところでございます。

改修する前の9月12日の試験放送では1回は正常に作動しましたが、もう1回は正常に作動しなかったということでございますので、新しく更新ができましたので、また今後ですけれども、こうした試験放送があったときには、私どももしっかりと皆さんに御連絡を差し上げて実施したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

J - A L E R Tそのものの金額については、もう既に何年か前に補助金に来て直しておりますので、特にこれについては今現在ということではわかりかねますので、お願いをします。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） この質問は新聞報道での確認ということで、この記事を読みますと、長野県の天竜市や高松市、愛媛県の久万高原町での音声流れなかったというトラブル。土佐

市も一部でスピーカの故障。白川町では各家庭に配備している音声端末が動かず、また静岡県三島市では機器の設定ミスで市役所などの庁舎での放送が流れなかったなどなど、トラブルの内容もさまざまであると報じております。

要は、有事の際の肝心な緊急情報でございますので、当市でもよく聞き取れないとかの声が多く聞こえる行政無線ですけど、最後に再度確認しますけど、このシステムでの当市の問題はございませんね。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） J - A L E R T につきましては、先ほど申し上げたように、親卓を改修したので、多分大丈夫であろうと思いますけれども、今後こうした試験放送があったときには必ず調整をしたいと思います。

また今年度ですけれども、防災行政無線が聞きにくいというところがございまして、その調査を実施しました。今後また予算の関係がございまして何とも言えませんが、少し支局のほうをふやすなり、最初からデジタル化をするということも含めて今計画を大体つくりましたので、また皆様方に御報告をし、予算を含めて随時整備をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 次の質問に移ります。

くらしの便利帳に関して、これも新聞記事ですが、10月30日の新聞で瑞穂市ゼンリンと協定、くらしの便利帳発行へと。見出しに、瑞穂市誕生10周年に合わせて来年5月1日をめぐりに作成。内容は、市内全域の地図、戸籍や福祉、医療などの行政サービスの案内を掲載予定。特に防災情報に力を入れた内容にすると掲載されております。

新聞はこんな感じだったんですけれども、当市の現在のハザードマップのスタイルにプラスアルファとして、ちょっと現物がないんですけれども、このような形で便利帳のようなスタイルのものがあると当市の市民も活用しやすいと感じておりました。個人的には発刊が非常に楽しみなところではありますけれども、そこで今回、羽島市が「防災ガイドを身近に」ということで、これは10月19日の新聞ですけれども、羽島市は携帯できる防災啓発用小雑誌、防災コンパクトガイドを作成し、配付を始めた。市では、かばんなどに入れても邪魔にならない大きさ、携帯していつでも使えるようにしてほしいと呼びかけていると。

これは、違うところの防災手帳。こういう携帯できるようなものを私ももらったんですけれども、これよりもっと小さいものだということで、ガイドの大きさは縦12センチ横8.5センチのパスポートサイズ。防災準備編と災害発生編と分かれており、見やすい目次がついている。地震や火災が発生した場合に役立つライフラインの確認や応急手当の方法、災害伝言ダイヤル

などが詳細に書かれている。15日の同市正木町新井の防災講座では、高齢者ら約60人に配られた。参加者は、一般的なものより小さく、携帯できて便利などと話をしていたというような記事が載っておりますけれども、これは防災、いろんな部分で瑞穂市もハードの面に関しては着々と整備されておるわけでございますけれども、これからの防災意識の重点というのは、個人的にはいつも言いますが、自助ということが非常に大きな割合を占めてくるというふうに思います。

一人一人が携帯できるこの小冊子のような防災手帳、当市でも取り上げて見てはと考えますけど、お聞きします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まずゼンリンさんのくらしの便利帳でございますが、先ほど新聞で御紹介されたとおりでございます。合併10周年記念事業ということで来年の5月に各世帯へ配付させていただくということの予定をしております。

その内容につきましては、先ほどありましたように避難所、避難場所、AEDの設置場所等を掲載させていただく予定でございます。

その次の携帯用のいろんなチラシ、パンフレット等はどうかということでございます。それ以前に、私どもも今年度、来年度、本当は今年度の予定でしたけれども、全自治会で100%自主防災組織へということで目指しておりました。今現在は59の自治会でございます。97の自治会のうち、59の自治会が何らかの格好で自主防災組織ができ上がっております。これも皆さん方の御理解で、各地防災資機材の補助メニュー等もしっかりやってきましたし、防災訓練、防災リーダーの育成も進めてきました。

また、3月にはハザードマップを各世帯へ配りまして出前講座に出かけております。出前講座ではこうしたハザードマップをできる限り皆さんに理解をしてもらうという格好で進めてまいりました。今御提案のありました携帯用タイプというのも先般新聞紙上で見たり、ホームページで見たところでございます。こうしたタイプもいろんなタイプがございますので、一度うちのほうも研究をしていきたいと思っておりますし、また、カード式のものもございますので、こうしたものも使いがてら、また出前講座等で利用できると思っておりますので、全世帯にということでなくして、一度その携帯できるものを少しつくってみてはどうかと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） せっかくこのくらしの便利帳10周年の記念ということでしたので、今総務部長がお話しされたように、ぜひとも瑞穂市の誕生10周年に合わせて御検討願えればというふうにお願いをしておきます。

次の質問に移ります。

リース方式による公共施設へのLED照明の導入について伺います。

今本当に国会選挙真っただ中で、原発とかいろいろ話題になっておるところではございますけれども、それだけに限らず、東京電力の福島第1原子力発電所の事故を受けエネルギー政策の大きな転換が課題となり、それはまた、電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマとなっています。電力多消費の我が国においては、逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として公共施設へのLED照明の導入は積極的に検討すべき課題といえます。

また、LED照明の導入は、電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながります。しかし、LED照明への切りかえとなると、照明機器が高価なため予算確保に時間がかかることが予想されます。また、導入できても初期費用は重い負担とならざるを得ません。逼迫する電力事情と省エネ対策を推進するために、こうした事態を打開したいところではあります。その一つの手法として、民間資金を活用したリース方式によって公共施設へのLED照明導入を進める動きがあります。リース方式を活用することによって、新たな予算措置をすることなく電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことを可能にするものであります。

例えば、大阪府では幹線道路の照明灯を全てリース方式によるLED化が進められており、府、市協調して取り組むこととなっているそうです。

そこでお聞きをします。今話をしましたけれども、このLED照明の導入のメリット、またデメリットをどのように考えておられるかを伺います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、議員がおっしゃったように、LEDの照明でございますが、やはりどうしても高価であるということですね。そして、こうしたものを有効活用しようと思いますと、使用頻度が非常に高いとか、長い時間使うというところとか、立派な施設であればこうしたLED照明というのは必要になるかと思えます。ただ言ったように、非常に高価でありますのでリース方式を使うということで、大阪市などあちらこちらでそうしたリース方式を採用しているところが非常に多いかと思っております。

また、HF管。これを使ってというところは、奈良県の大和郡山市で実際にやられて、節減に成功されたということで紹介されているところがございます。また新しい照明でCCFL照明というのも出てきておりますが、どちらにしましても、それぞれの照明の設備投資とリース料とを比べて、どの程度そのリース費用が電気代の削減で賄えるかということも出てきますので、機器の状況を踏まえて十分に検討していく必要があるかと思っております。

一部、昨年も市役所の2階のほうでHF管等に切りかえております。まだまだ庁舎の利用というのは少のうございますけれども、今後、総合センターとかいろんな高価な建物とか、利用頻度の高いところでそうしたリースについても研究していく必要があるかと思っております。

ただ、この庁舎につきましては残念ですけれども老朽化が進んでおりますので、そうしたことも踏まえて、庁舎の改修等につきましてもまた皆さんと御相談をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、街路灯等につきましては都市整備のほうから回答させていただきます。

議長（藤橋礼治君） 石谷都市管理課長。

都市管理課長（石谷日出夫君） 都市管理課のほうで、御承知のように街路灯、今若井議員がおっしゃったように、大阪で府下4土木1万5,000灯をリース契約をしたという案内もまいっております。そのとおりでございます。

うちのほうは、現在、街路灯、防犯灯と申しましょうか、夜間における交通安全、防犯、犯罪防止等の目的をもって設置しております。現在4,200基余りの街路灯を市で管理しております。また、ナトリウム灯設置を主にやっております、この理由に、市長がマニフェストでナトリウム灯を中心に岐阜県一明るい町を進め、安全安心のまちづくりを実施する中で、生活道路、通学路の街路灯を当初の3倍強の設置目標に掲げておりますし、また御承知のように、寿命が長いという観点から現段階ではこのまま継続していく方針ですので、御理解のほどをいただきますようお願いします。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） これは、今石谷課長がお話しされたことで、当市のほうは本当に市長のマニフェストじゃないですけども、県一明るい町をとということでたくさん防犯灯が設置されておことは十分承知しております。私がお話ししたいのは、このナトリウム灯もまだ勉強不足なんですけれども、経費のことについて今後5年10年単位で考えていただける余地があるのかどうかということで、今回お聞きをするわけですけども、千葉県の大原市というところで私どもの同僚の議員に聞いた情報でございますけれども、2012年、ことしの10月17日の大原市の議員からの情報をちょっと御紹介します。

平成24年度の新規事業として、大原市の20ワット型蛍光灯の防犯灯7,450灯全てをLED防犯灯にしました。実施期間は7月末から9月末で全て終了しました。事業の方式は、10年間のリース方式として、設置後はリース業者から大原市に賃借するもので、10年間のリース料は税込み合計1億3,235万6,000円で、1灯当たり1万7,766円ですと。

メリットは、電気料金は1灯当たり月100円程度削減できること、故障しにくく長寿命であること、年間2,000件ほどあった修繕依頼にかかる労苦を削減できることなどが上げられたなど、限られた資源の有効活用ができます。ちなみに大原市では、平成23年度の防犯灯の電気料金は2,194万円、球切れなどの年間修繕依頼が約2,000件あり、修繕料は1,188万円ですが、リースにすると当然これより安くなります。また、職員の業者への修繕依頼などに年間100時間

ほど作業時間がかかっていましたが、これも極端に少なくなります。千葉県内はリースによるLED防犯灯を設置したところはないようですけれども、全国でもまだ少ないですけれども、さらにこのLEDですと虫が集まりにくいという効果も出ているという情報でございました。

要するに、今言った経費の部分で、これはすぐにどうこうという問題ではないんですけれども、こういうことも御紹介しながら、ちなみに確認をしますけど、岐阜県内でこのLEDの導入、地球温暖化の防止対策として県内にリース方式をとっている市町はあるかどうかをお聞きします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 公共施設に関しては、今のところ岐阜県内ではないというふうに思っております。防犯灯についてはちょっと……。

議長（藤橋礼治君） 石谷都市管理課長。

都市管理課長（石谷日出夫君） 大変申しわけないですけれども、そこまで確認はしておりません。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） これは一つの提案という形で、今の現状のナトリウム灯の部分がどういう形か、ちょっと私も今逆にすり合わせがなかったものですからあれですけど、今のこの電力ということに対して、本当に当市として独自の研究、また情報をしっかり取りながら、どの方法がいいのかということを考えていただく上において、今の現状は踏まえておりますけれども、低炭素社会への当市の取り組みのアピールとして防犯灯に採用してみてもどうかということもお聞きしようと思いましたが、今御答弁いただきましたので、そういうことも思いながら、私のこのLEDの照明、リースの方式の導入については冒頭もお話ししたとおり、省エネ対策、また電気料金の値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながると考えますので、今すぐということではございませんけれども、十分な検討材料として考えていただければというふうに要望いたします。

最後の質問に移ります。

レアメタル等の回収、リサイクルの取り組みについて。小型家電のリサイクル法の成立を受けて御質問します。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタル、これは希少金属ですけれども、などの回収を進める小型家電リサイクル法が公明党の主導により本年2012年8月に成立し、来年2013年4月に施行となります。

現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずに、ごみとして埋め立て処分されていますが、同法により市町村が使用済み小型家電

を回収し、国の認定を受けた業者が引き取って、レアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることとなります。

新制度では、消費者や事業者に新たな負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携して、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いとなっております。

レアメタルの回収、リサイクルについては、公明党が積極的に推進し、2008年には党青年委員会が使用済みの携帯電話の回収、リサイクル体制の強化を求める署名運動を展開し、体制強化を要請した結果、リサイクル拡大のモデル事業が国の予算に盛り込まれるなど、回収・リサイクル促進への道筋をつけてまいりました。当市も2008年6月議会において、この携帯電話リサイクル推進を求める意見書というのを提案し、この瑞穂市議会としても国に提出しております。既に先駆的に取り組んでいる地方自治体もありますが、制度導入は市町村の任意であり、回収業務の中心的役割を担う市町村がどれだけ参加できるかがリサイクル推進の鍵となると考えております。

そこで簡単ではございますが、法律の概要、この法律の目的ということで確認をしたいと思いますけど、まず1点目は資源の確保、2点目は有害物質管理、3点目は廃棄物減量化の3点の視点を踏まえた循環型社会形成の推進を目指となっております。また、基本的な考え方として、既に小型家電のリサイクルが一部地域や品目において先行的に行われており、その先行的取り組みを生かしながら、地域の実態に合わせた形でリサイクルを実施する促進型制度の取り組みを全国で広げていくということが基本的な考え方となっております。

各主体の責務として、市町村においては使用済みの小型家電の回収を実施、また普及啓発となっておりますけれども、そこでお聞きします。当市としまして、この使用済みの小型家電の回収実施、普及啓発となっておりますが、当市の考えを伺います。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 若井議員の御質問にお答えしたいと思います。この法に關しましては、今若井議員が言われたとおりのものでございまして、小型家電のリサイクルにつきましては、先ほど言われたとおり、本年8月10日に家庭内に眠るレアメタル、希少金属など都市鉱山資源の再利用のため、小型家電リサイクル法、すなわち使用済み小型電子機器等の再資源化の推進に関する法律が公布され、その具体的な内容について、現在中央環境審議会小委員会での審議が進められているところと聞いております。

そこで、審議の中で、国が回収を認める認定事業者に関するガイドラインや、特殊品目のガイドライン等が示されたところでございますが、あくまでこれはまだガイドラインは現段階での案でありまして、今後市町村及び各方面からの意見を参考に、より現実的なガイドラインが示されると聞いております。

そんな中、各自治体の実施についてのアンケートが11月に環境省中部地方環境事務所より依頼されたところですが、本市については、新制度導入でどちらかという実施方向という回答をさせていただきました。要するに、小型家電の回収、リサイクルについての基本方針、方法が政令、省令でしっかり示されてからの実施となると考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今の弘岡部長のお答えですと、アンケートの結果どちらかという実施方向ということでしたけど、じゃあ具体的にはまだ回収方法とか、具体案はまだ考えておられるような状況ではないということだけ確認しますけど、そういうことですか。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） そのとおりでございますが、今現実、粗大ごみとして集めておりました、その中で分解をいたしまして、アルミ殻とか被覆線、モーター類等有価物で、今のところ取引はさせていただいておりますが、先ほど申したとおり、まだ認定業者等も決まっておりませんので、今の現状は先ほど申したとおりでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 1点だけちょっと御紹介だけしたいと思います。

これは、今の制度に関して自治体がもう既にやっておるところの御紹介ですけれども、兵庫県明石市。携帯電話などの製品に含まれるレアメタルや、金、銀などの貴金属を再利用しようと、兵庫県明石市は11月から来年2月末まで使用済みの小型家電の無料回収事業を実験的に開始する。同事業は、来年4月に小型家電のリサイクルを推進する法律が施行されることに先立ち実施するもの。今年度回収した家電の品目や量などをもとに、来年度の回収方法を判断していく計画で、市によると、自治体が同様の事業を行うのは県内では初めてだという。回収対象となる製品は、電話機器やカメラ、ゲーム機、音楽再生機器など24種類。冷蔵庫やテレビなど家電リサイクル法の対象品とパソコンを除く家電全般を受け付ける。回収は、市役所と市民センター3カ所に設置する回収箱で行うが、スーパーや公民館などの指定を受けた市内12カ所でも月1回、回収窓口を設ける予定。回収した製品は、リサイクル業者に売却されるというような、これはほかにもやっておるところもあるかと思えますけれども、今、本当にまだまだこれからの部分かと思えますけれども、やはり先行してやっているところの情報等しっかりとりながら、当市のやり方がどういう形が一番いいのかをまた検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いします。

最後に掘市長に伺いたいと思えますけれども、同じ質問の関連なんですけれども、市長は本

議会の所信表明の中で、地方を取り巻く環境も激変しており、地方自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法が施行されたことに伴い、国の関与が弱まり地方への権限移譲が進められており、いよいよいや応なく地方のことは地方で決める時代となってきましたと。さらに、このように地方分権が推進される一方、それに見合う財源は地方交付税に若干の上乗せがあったものの、その執行が抑制されたり、地方自主戦略交付金が市町村まで拡充されないなど、とても十分とは言いがたい状況であり、権限移譲が先行し、財政措置が後追いとなる構図は、かつての小泉内閣時の三位一体改革以上の様相を呈してきたと感じておると話をされました。そのことも受けながら、今回私が提案したこのLED照明のリース方式の導入とか、また、レアメタル等の回収などほかにもいろいろ事業はあろうかと思いますが、いよいよ本当に地方というか、市町村の示す役割が非常に大きいということで、私個人的には瑞穂市独自のカラーを出しながら、どこよりも賢く、どこよりも先駆を切り、他市町の手本となるような事業に取り組んでみてはというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 若井議員の防災関係またLED照明の導入、レアメタルの回収の取り組みの3点について、今御質問のございましたことにつきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

御指摘の3点につきましては、直接第2次一括法関連ではありませんが、これからの地方自治体を取り巻く環境は変わりつつあります。国の関与が弱まる中、地方への権限移譲も進んでおり、これからは若井議員の言われるとおり、地方が決める時代となってきたことは御案内のとおりでございます。このことは本市議会の所信表明でお話ししたとおりでございます。

まず防災につきましては、瑞穂市でも東日本大震災の教訓を受けまして、災害に備える体制づくりを進めております。具体的には各自治体における自主防災組織の構築、データ、また防災資機材の確保そして防災訓練、防災マップ、避難所マップなど配付し進めているものであります。御質問の防災ガイド、いわゆる携帯できる冊子につきまして羽島市を例にとりまして御質問いただいたところでございます。必要とあらば、よりよいものを検討しなければならないところと考えておるところでございます。

次にLED照明器具につきましては、LED照明の普及が広がりまして価格はこのところ安くなってまいりましたが、瑞穂市としましては、若井議員御指摘の、主要施設をLED照明に切りかえた場合には財政的には設備投資も高額になります。その際にリースで設置すると、どのぐらいの効果が得られるのか検討する余地があると考えます。なお、これからの改修する施設等にはLED照明や太陽光発電の導入を考えていく方針でございます。また、御紹介のありました、このLEDをリースで効果を上げておる、このことにおきましては、こちらで一度

調査をさせていただきたいと思っております。

3点目の小型家電の回収・リサイクルにつきましては、国等の方針、方法が決まってから実施したいと考えております。現在も家電はリサイクル法によって処分料を市民の方に負担してもらっておりますが、引き続き同様に進めていきたいと考えております。回収方法につきましても、市民の出し方に混乱を生じさせないように注意を払いながら、事務の煩雑や回収現場の混乱を考えた対応ができないか考えておりますので、御理解を賜りたいと思うところでございます。

そこで、この分権一括法の関係でございます。もう地方のいろんな権限移譲でしてきておるところでございます。今回この定例会で提案させていただいております、この中の道路法の関係、これは条例整備です。これまでは国の法律に基づいて進めておったのが、市の条例としまして条例整備、これは第72号もそうでございますし、また高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、こういった国の法律、これも条例化ということで、73号、74号、また水道法の関係も国の法律を市の条例で決めまして第89号、また都市公園法の、これも市で条例化して85号、また公営住宅法の関係、こういう関係も第88号と、下水道法におきますこれも条例化して、いろいろお願いしていく。こういった権限はどんどん移譲しておりますが、財源が後追いというところがございます。

先ほど小泉内閣のときの話が出ましたが、あの三位一体改革は5、4、3という数字で御記憶をいただければいいと思いますが、その三位一体改革、4兆円の補助金を、まず国のほうがカットしまして、3兆2,000億を所得税、本来は国へ行きますが、そのうち3兆2,000億分を地方に入るようにしました。そして、約20兆円ございました地方交付税を5兆円切りまして15兆円にしてしまった。これが三位一体改革でございます。これで地方が大きく疲弊をしてしまったと、そういうところから、徐々にふやしていただきまして、今私の記憶では17兆2,000億と思っております。

いずれにしても、権限移譲はやはり財源も移譲していただかなくては、やはり地方は住民と向き合って仕事をしております。本当にいつきの猶予もできませんし、一番住民と向き合っておる地方が大事でございます。そこら辺のところを、市長会としても十分に国のほうに認識をさせるように、一生懸命要望をしておるところでございます。そういうことも御理解をいただきまして、権限移譲といいますが、そういう国の法律を市の条例として取り組んでいかなければならないことが、ここにもたくさん出てきております。こういったことをどんどんこれから進めていかななくてはいけない。それについては、やっぱり財源もというところがございます。そういったこともお話を申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 最後に市長のお話を伺いましたので、本当に今回の質問の結論は、今回の選挙、本当にかつてないほど地方の首長を経験した方が中心となった政党というか、そういった形で地方が本当に今市長がお話しされましたように国は国、しかし市長はしっかり権限と予算を持って、賢く対応していくということが大きく今回から問われていくのではないかなあというふうに思います。

提案ではございましたけれども、行政の皆さんには今まで以上にしっかり知恵を使っただいて、どの道が最高にいいのかを考えながら、この大変厳しい財源の中ではありますけれども、市運営に対して御検討よろしくお願いをしたいということをお願いを申し上げまして、質問を終わります。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 以上で、公明党、若井千尋君の質問は終わりました。

これで、会派代表質問を終わります。

#### 散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午後4時08分